

## 江差町地域公共交通活性化協議会委員の変更

### ○人事異動等による変更

- ・ 岩井 慎 江差町町内会連合会 会長

(前任：室井 常雄 江差町町内会連合会 会長)

- ・ 柴田 泰孝 北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室道路課長

(前任：前田 淳成 北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室道路課長)

# 令和5年度 江差町地域公共交通活性化協議会事業報告

## 1. 会議等

### ①令和5年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会

- ・日 時 令和5年8月24日（木）13時30分～
- ・会 場 江差町役場3階 第2委員会室
- ・議 題 【出席10名、欠席7名／全事項承認】
  - (1) 委員の変更報告について
  - (2) 役員の選任について
  - (3) 令和4年度江差町地域公共交通活性化協議会事業報告及び決算報告について
  - (4) 函館バス株式会社のバス路線の見直しに係る事前協議について
  - (5) 令和5年度江差マース実証事業の方向性説明について
  - (6) 令和5年度江差町地域公共交通活性化協議会補正予算（案）の提案について
  - (7) 江差町地域公共交通活性化協議会分科会の再編について
  - (8) 福祉有償運送に係る対応方針について
  - (9) その他

### ②令和5年度第2回江差町地域公共交通活性化協議会

- ・日 時 令和5年9月29日（金）14時00分～
- ・会 場 江差町役場1階 保健センター（集団指導室）
- ・議 題 【出席11名、欠席6名／全事項承認】
  - (1) 函館バス路線の見直しに係る方向性の協議について
  - (2) 令和5年度江差マース実証事業に係る運行方針の協議について
  - (3) その他

### ③令和5年度第3回江差町地域公共交通活性化協議会

- ・日 時 令和6年3月19日（火）13時30分～
- ・会 場 江差町役場3階 第2委員会室
- ・議 題 【出席11名、欠席6名／全事項承認】
  - (1) 令和5年度江差マース実証事業の実績報告について
  - (2) 函館バス路線「館線・稲見線・木間内線」の廃止に伴う町北部の代替交通について
  - (3) 令和6年度事業計画（案）及び当初予算（案）の提案について
  - (4) その他

## 2. 江差町地域公共交通計画推進支援業務

### ①江差町地域公共交通講演会

- ・趣 旨 町民等に「地域公共交通」について考えてもらう機会の創出を図るため、講師として地域公共交通に精通した有識者である「為国孝敏氏」を招聘し「江差町地域公共交通講演会」を開催。
- ・実施日 ①令和5年11月15日（水） 職員向け  
②令和5年11月16日（木） 町民向け
- ・講演会の状況（左：職員向け 右：町民向け）



## 3. 令和5年度江差マース実証実験

- ・趣 旨 江差町と包括連携協定を締結している「サツドラホールディングス(株)」との連携により、地域公共交通の維持・確保に向け、路線バス中心の既存の公共交通を補完する新たなモビリティサービス「江差MaaS（マース）」の本格運行に向けた実証実験を実施。
- ・期 間 令和5年11月1日（水）～2月9日（金）
- ・国制度 国土交通省「共創モデル実証プロジェクト（地域交通形成支援事業）」
- ・内 容 既存交通を補完する新たな交通サービス「AI オンデマンド交通」の実証運行
- ・エリア 町内全域
- ・運行日時 (月曜) 9時30分～16時30分  
(火曜～金曜) 9時30分～17時30分  
※14時～15時は運転手の休憩・交代時間確保のため運休  
※平日のみの運行で、土日祝及び1/1～5は運休  
※11月1日(水)～11月17日(金)は無料運行
- ・運行者 (有) 桧山ハイヤー ジャンボハイヤー1台
- ・予約方法 電話受付（オペレーター・役場受付）またはスマホアプリ「LINE」を利用した事前予約制
- ・運 賃 1乗車あたり500円  
※乗合発生時には300円  
※その他、福祉割引運賃やこども運賃等を設定

- ・ 決済方法 現金もしくはEZOCAカード（電子マネー・EZOポイント）
- ・ 貨客混載 外出が困難な高齢者や日中勤務している就業者などの利便性の向上のため、「AI オンデマンド交通」の空き時間を利用した「貨客混載（図書の宅配サービス）」を実施
- ・ 利用実績 登録者数 221 人、実利用者数 120 人、運行回数 566 回、延べ乗車人数 660 人、1日あたり平均乗車人数 9.7 人/日、貨客混載延べ利用件数 34 件（貸出 48 冊）

#### 4. 令和5年度江差マース(北部通学・通院バス)実証実験

- ・ 期間 令和5年11月1日（水）～2月9日（金）
- ・ 国制度 国土交通省「共創モデル実証プロジェクト（地域交通形成支援事業）」
- ・ 内容 「AI オンデマンド交通」だけではカバーしきれないことが想定される北部地域の代替交通の確保を通学・通院への対応を中心に検討していくもの。
- ・ エリア 江差町北部（鹹川町、朝日町、小黒部町、中網町、越前町）、北海道江差高等学校、北海道立江差病院を結ぶ区間
- ・ 運行日時 (1便) 7時30分～（自宅→北海道江差高等学校→北海道立江差病院）  
(2便) 18時30分～（北海道立江差病院→北海道江差高等学校→自宅）  
※平日のみの運行で、土日祝及び1/1～5は連休  
※11月1日(水)～11月17日(金)は無料運行
- ・ 運行者 (有) 桧山ハイヤー ジャンボハイヤー1台
- ・ 予約方法 電話受付（オペレーター・役場受付）またはスマホアプリ「LINE」を利用した事前予約制
- ・ 運賃 一律300円
- ・ 決済方法 現金もしくはEZOCAカード（電子マネー・EZOポイント）
- ・ 利用実績 運行回数5回、延べ乗車人数8人、1回あたり平均乗車人数1.6人/日



江差マース住民周知用チラシ



北部通学・通院バス住民周知用チラシ

## 令和5年度 江差町地域公共交通活性化協議会決算報告

## 【歳入】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	12,047,000	10,530,492	・江差町負担金 31,429,000 ・江差町戻入額 ▲20,898,508
2 補助金	1 補助金	1 補助金	19,382,000	14,501,369	・令和4年度地域公共交通確保維持 改善事業費補助金(共創による地域 交通形成)補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	100	口座利息
合 計			31,429,000	25,031,961	

## 【歳出】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	180,000	10,368	・お茶代
	2 事務費	1 事務費	76,000	11,330	・振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	31,163,000	25,010,263	・基礎調査・運営支援等 9,896,075 ・配車予約システム等の開発運用 8,072,460 ・運行車両改造 357,115 ・プロモーション経費 1,298,000 ・町業務(運行費・人件費等)補助 4,905,572 ・住民周知用物品等購入 481,041
3 予備費	1 予備費	1 予備費	10,000	0	
合 計			31,429,000	25,031,961	

※ 協議会予算残額 20,898,508 円は事業額の確定をもって江差町に返還(戻入)

## 令和5年度江差町地域公共交通活性化協議会 会計監査報告

江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱第4条第6項の規定に基づき、令和5年度江差町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算に関する関係書類を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

江差町地域公共交通活性化協議会

令和6年5月21日

監事 社会福祉法人江差町社会福祉協議会

事務局長 中島 直樹 

令和6年5月15日

監事 ハートランドフェリー株式会社

取締役江差支店長兼奥尻支店長 佐藤 秀樹 

# 江差マース本格運行に 係る運行方針について



令和6年度第1回  
江差町地域公共交通活性化協議会  
令和6年5月28日（火）



1. 令和5年度実証運行の概要・実績
2. 本格運行に係る運行方針について(案)
3. 今後のスケジュールについて



# 1. 令和5年度実証運行の概要・実績

2. 本格運行に係る運行方針について(案)

3. 今後のスケジュールについて



<b>実証運行期間</b>	<p>令和5年11月1日（水）～令和6年2月9日（金）</p> <p>※1 平日月曜日～金曜日のみ運行で、土日祝日・1月1日～1月5日は運休</p> <p>※2 11月1日（水）～11月17日（金）は無料運行</p> <p>※3 本の配送サービス（貨客混載）は無償運行とし、11月21日（水）より開始</p>
<b>利用可能時間</b>	<p>（火曜日～金曜日）9時30分～17時30分 （月曜日）9時30分～16時30分</p> <p>※4 14時～15時は運転手の休憩・交代時間の確保のため運休</p>
<b>運行形態</b>	<p>自家用有償旅客運送【交通空白地有償運送／道路運送法第78条第2項】</p> <p>※5 江差町が運行主体で、運行業務を(有)桧山ハイヤーに委託</p>
<b>運行区域</b>	<p>江差町全域</p>
<b>旅客の範囲</b>	<p>江差町内に居住する住民及び町外からの訪問者（事前登録者及びその同乗者）</p>
<b>運行車両</b>	<p>桧山ハイヤー所有のジャンボハイヤー（乗客定員8名）1台</p> <p>※6 稼働台数は1台とし、通常ハイヤー5台＋ジャンボハイヤー1台（通常時はスクールバスで使用）は車両登録をしたが、同時稼働は行わなかった</p> <p>※7 メイン車両の改造として手すり・電動補助ステップ等を導入</p>
<b>利用方法</b>	<p>電話（オペレーター・役場受付）またはスマホアプリ「LINE」を利用した事前予約制</p> <p>※8 予約受付期間は利用日の1週間前から当日の30分前まで</p> <p>※9 電話受付時間は平日の8時45分～12時00分・12時45分～17時15分（役場開庁時間）</p>
<b>運行経路</b>	<p>配車予約に基づきAIが自動生成した経路の運行</p> <p>※10 88箇所の乗降地点を設定の上、予約者の自宅を含む乗降地点間のみを、配車予約に応じてその都度、運行する区域運行方式（乗り合い制・フルデマンド型）</p> <p>※11 配車管理は、AI便乗配車計算システム「SAVS（サブス）」を活用</p>



## 1. 運賃設定方法

「定額制」を採用（一般運賃については乗合の有無に応じた金額設定）

## 2. オンデマンドバス運賃（1乗車あたり）

一般運賃	(乗合なし) 500円/人 (乗合あり) 300円/人	中学生以上
福祉割引運賃 (身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・要介護認定者・要支援認定者・難病認定患者)	一律 200円/人	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・介護保険被保険者証・特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかをお持ちの方 ～運賃支払時に運転手に対して提示～
こども運賃		小学生（6歳～12歳以下） ～運転手への自己申告による確認～
乳幼児運賃	一律 無料	未就学児（小学校入学前） ～保護者同伴での利用に限る～

※1 利用対象者は1人で乗降が可能な方（介助者が同乗する場合を含む）であるため、車いす対応等を行わない

※2 乗合発生時とは、1台の車両に2人以上の方が乗車している場合のこと（途中乗車の場合も含む）

※3 障がい者等の方で介助者が同乗する場合、その介助者は一般運賃（乗合になるため300円）として対応

## 3. 決済方法

現金もしくはEZOCAカード（電子マネー・EZOポイント）



## EZOCA提携店

1. サツドラ江差柳崎店
2. サツドラ江差店
3. 太陽クリーニングふわっと柳崎店
4. イエローグローブ江差店
5. 愛宕町商店街 わかさ商店前
6. 太陽クリーニングドライセンター工場
7. 伊勢谷時計店
8. 万年屋書店
9. ウロコイ辻薬店・山田屋菓子舗前
10. レディスショップたじま
11. 法華寺通り商店街 お休み処寄来所前
12. フラワーショップうすき
13. あすなる新地センター
14. 太陽クリーニングドライセンター
15. レストラン津花館
16. 室谷塗料店
17. チャイニーズレストラン美華
18. ホテルニューえさし

## 買い物

19. フードセンターブンテン江差店
20. DCM江差柳崎店
21. ラルズマート江差店
22. ダイソー江差店
23. ローソン江差柳崎店
24. ローソン江差姥神店
25. セイコーマート江差尾山店
26. セイコーマート江差新地店
27. セブンイレブン江差愛宕町店
28. セブンイレブン江差茂尻町店

## 通院

29. 北海道立江差病院
30. サンセイつじ薬局・アイン薬局江差店前
31. 江差脳神経外科クリニック
32. 江差調剤薬局
33. えさし鍼灸
34. 和み歯科
35. 岩坂歯科医院
36. 道南勤労者医療協会江差診療所
37. あさひ薬局江差店
38. 佐々木病院
39. いにしえ調剤薬局
40. 渡辺鍼灸整骨院
41. 江差整骨院
42. 増永歯科医院

## 金融

43. 小黒部簡易郵便局
44. 農協江差支店
45. 江差水堀郵便局
46. 江差尾山郵便局
47. 江差愛宕郵便局
48. 江差郵便局
49. 江差茂尻郵便局
50. 江差南浜簡易郵便局
51. 北洋銀行江差支店
52. 道南うみ街信用金庫本店

## 公共施設

- |               |                  |                   |                   |                 |
|---------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 53. 北海道江差高等学校 | 59. 中網老人憩いの家     | 65. 泊生活館          | 74. 江差警察署前（対鷗館）   | 83. 南が丘ふれあいセンター |
| 54. 五厘沢集会所    | 60. 越前寿の家        | 66. 老人福祉センター      | 75. 家庭・簡易裁判所      | 84. 五勝手生活館      |
| 55. 鍼川寿の家     | 61. 水堀コミュニティセンター | 67. あすなる学園        | 76. 江差町文化会館       | 85. 柏町母と子の家     |
| 56. 朝日児童館     | 62. 柳崎児童館        | 68. 江差町会所会館       | 77. 江差BASEプラス1    | 86. 楳川担い手センター   |
| 57. 朝日町民体育館   | 63. 伏木戸寿の家       | 69. 江差町役場         | 78. 緑丘福祉の家        |                 |
| 58. 小黒部寿の家    | 64. 田沢憩いの家       | 70. 江差追分会館        | 79. 在宅型総合福祉施設まるやま |                 |
|               |                  | 71. 開陽丸青少年センター    | 80. 陣屋ふれあいセンター    |                 |
|               |                  | 72. ひやま漁業協同組合江差支所 | 81. 檜山振興局         |                 |
|               |                  | 73. 江差地方合同庁舎      | 82. まなびっく         |                 |

## 交通拠点

87. フェリー乗り場
88. 江差ターミナル

- ✓ 町内の消費活動促進のため、EZOCA提携店（公共交通による移動ニーズが想定されない店舗は除く）を中心とする、町内施設を主に拠点化
- ✓ 運行上の安全性確保の観点から、交通量が多く駐停車スペースのない施設については乗降地点外とする
- ✓ 行政サービスの享受、同一地域内での乗合率の向上、町による介護予防事業・健康推進事業の促進などに考慮した、公共施設を重点的に拠点化



20231101 道南 (渡島・檜山)



江差マースのシャボハイヤーに試乗した町民たち

## 江差マース試乗会

【江差】町域公共交通活性化協議会は31日、予約制の乗り合い交通「江差マース」の事前試乗会を町内の方所で開催した。町民が担当の説明を受けながら、実際に予約の手順や実際の利用方法を確認した。本年度の実証運行は1日から始まる。

## 予約や利用方法確認 きょうから本年度実証運行

水畑コミュニティセンターに使用したいと語った。1で開かれた説明会は、町民が参加。担当者が、利用方法について説明し、実際に予約の手順や実際の利用方法を確認した。本年度の実証運行は1日から始まる。

予約利用30分前までにLINEの専用アカウント「QRコード」専用電話で受け付け、事前登録が必要。LINEでは乗車の車内位置も表示される。昨年は利用低受を受けて途中で無料運行に切り替えたが、本年度は来年度の本格運行見据えて来年1月9日までの有料運行とする。試乗期間の11月17日までは無料、事前登録の問い合わせは町まちづくり推進課、電話0139-522-6712へ。(米林千晴)

## <オンデマンドバス／運行実績>

- 運行日数：68日間
- 運行回数：566回
- 延べ乗車人数：660人  
(うち、福祉割引運賃適用者：延べ79人)
- 平均乗車人数：9.7人/日
- LINE予約率：41%
- 電話予約率：59%

## [オンデマンドバス／無料運行 (11月1日～11月17日)]

- 運行日数：13日間
- 運行回数：167回
- 延べ乗車人数：207人
- 平均乗車人数：15.9人/日
- LINE予約率：55%
- 電話予約率：45%

## [オンデマンドバス／有料運行 (11月20日～2月9日)]

- 運行日数：55日間
- 運行回数：399回
- 延べ乗車人数：453人
- 平均乗車人数：8.2人/日
- LINE予約率：35%
- 電話予約率：65%

## <北部通学・通院バス／全体実績 (11月1日～2月9日)>

- 運行日数 (回数)：5日間 (回)
- 延べ乗車人数：8人
- 平均乗車人数：1.6人/回
- 電話予約率：100%

※18:30発の夜便の利用はなし



▲オンデマンドバス 乗車状況

# 1. 令和5年度実証運行の概要・実績 ~11月実績~

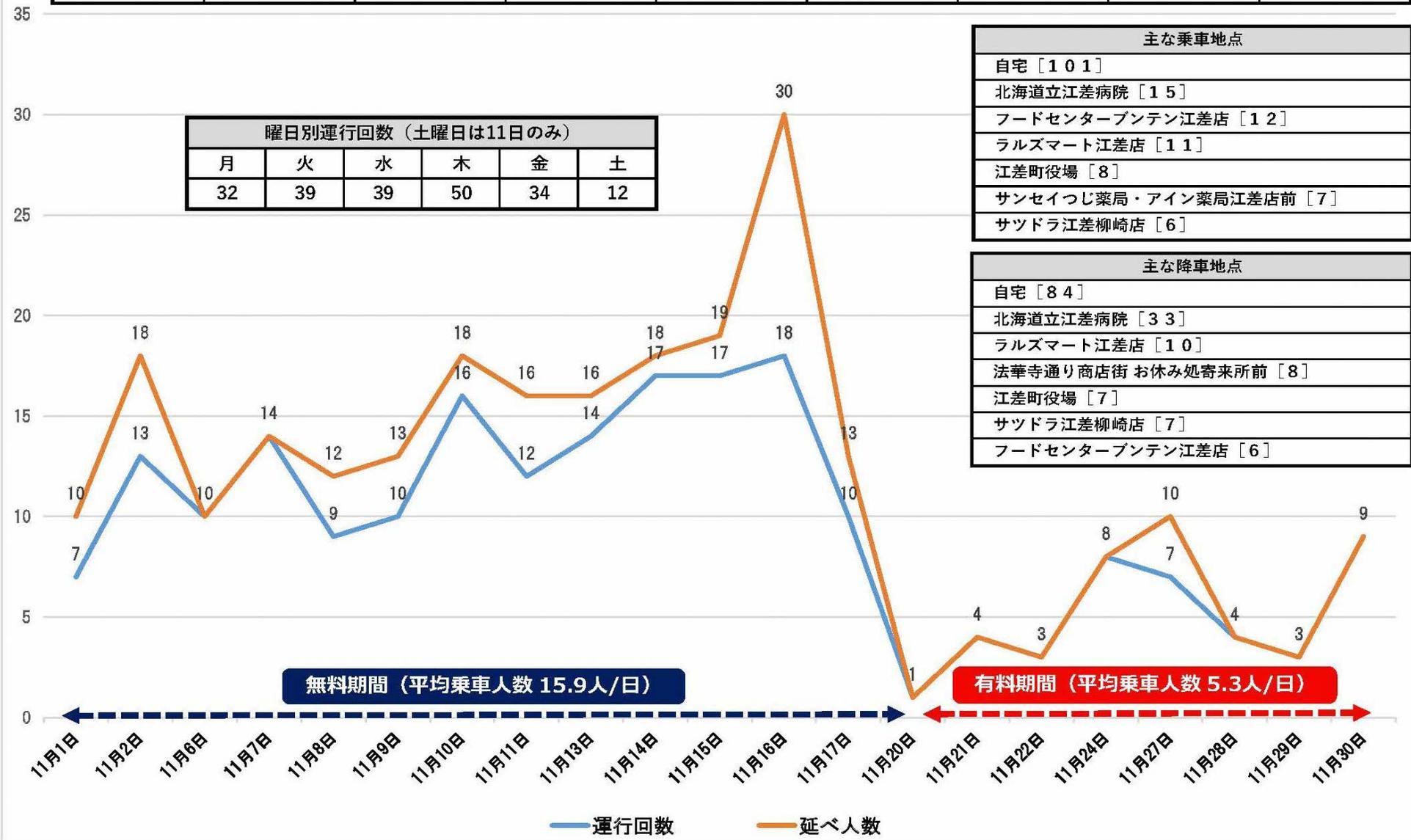


登録者数 (人)	運行回数 (回)	延べ人数 (人)	乗合発生率 (%)	相乗り率 (人/回)	LINE予約 (回)	電話予約 (回)	現金決済率	電子決済率
158	206	249	34.5	1.21	106	100	72%	28%

曜日別運行回数 (土曜日は11日のみ)					
月	火	水	木	金	土
32	39	39	50	34	12

主な乗車地点
自宅 [101]
北海道立江差病院 [15]
フードセンターブンテン江差店 [12]
ラルズマート江差店 [11]
江差町役場 [8]
サンセイつじ薬局・アイン薬局江差店前 [7]
サツドラ江差柳崎店 [6]

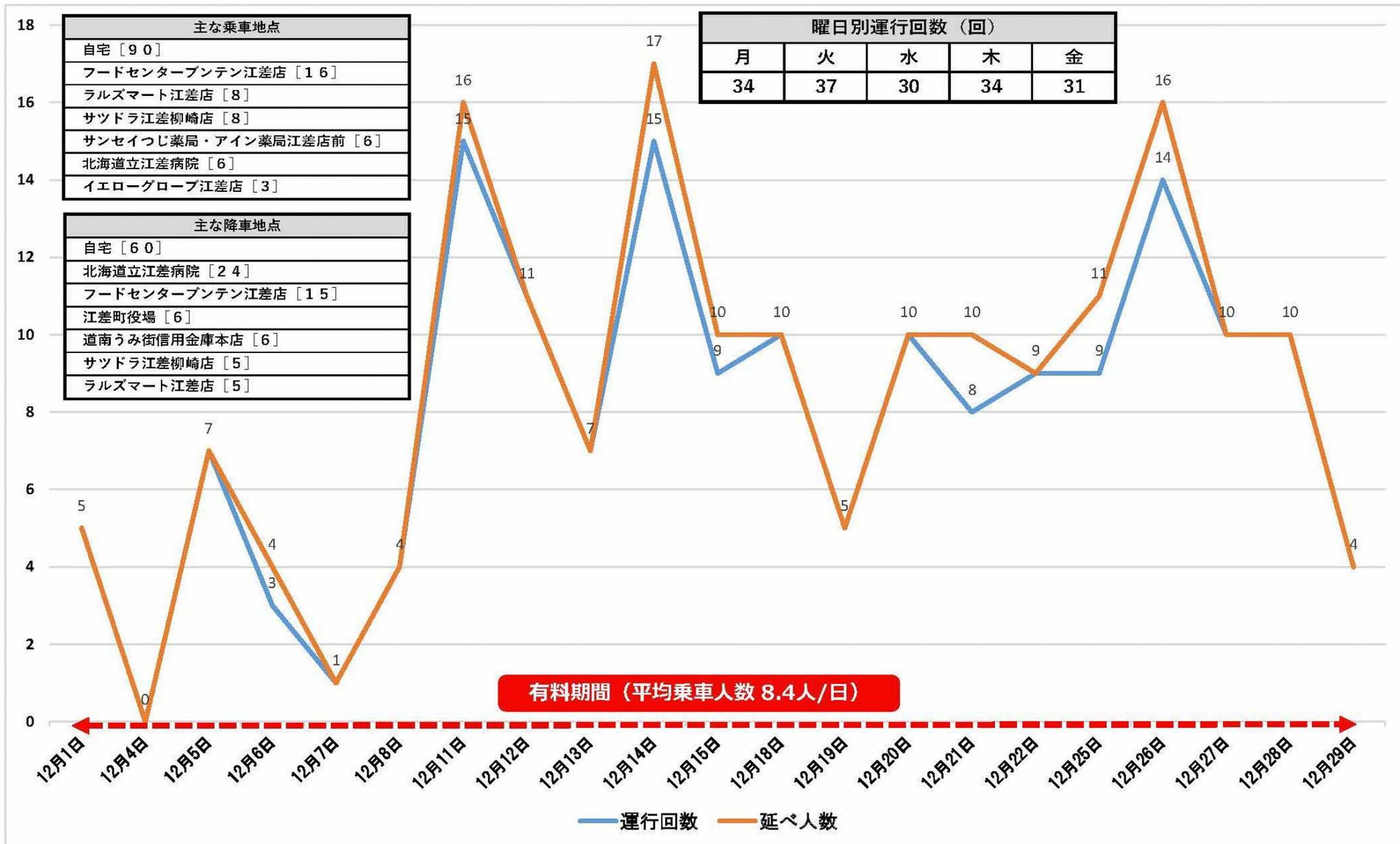
主な降車地点
自宅 [84]
北海道立江差病院 [33]
ラルズマート江差店 [10]
法華寺通り商店街 お休み処寄来所前 [8]
江差町役場 [7]
サツドラ江差柳崎店 [7]
フードセンターブンテン江差店 [6]



# 1. 令和5年度実証運行の概要・実績 ～12月実績～



登録者数 (人)	運行回数 (回)	延べ人数 (人)	乗合発生率 (%)	相乗り率 (人/回)	LINE予約 (回)	電話予約 (回)	現金決済率	電子決済率
189	166	177	45.8	1.07	53	113	85%	15%



# 1. 令和5年度実証運行の概要・実績 ~1・2月実績~

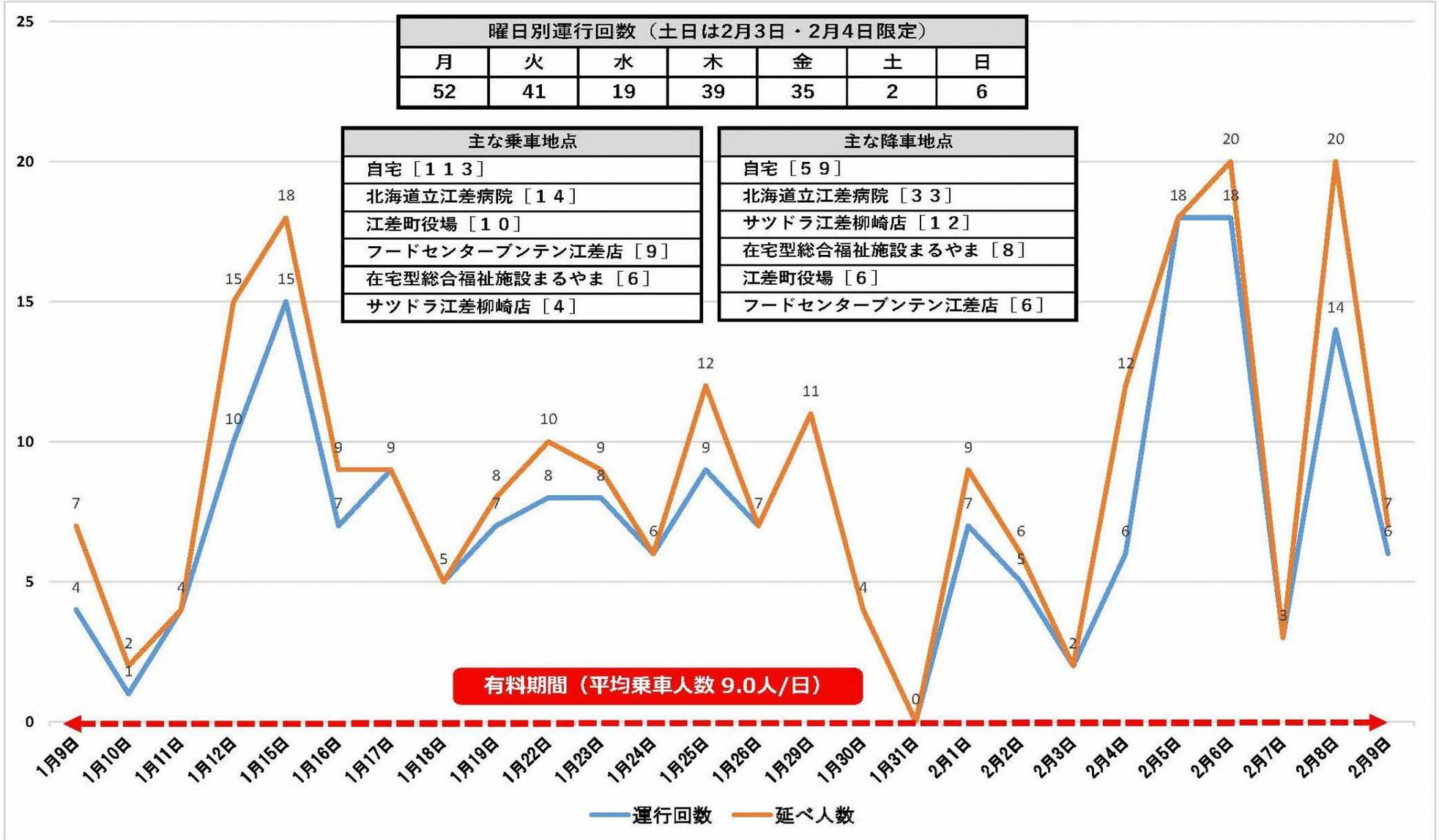


登録者数 (人)	運行回数 (回)	延べ人数 (人)	乗合発生率 (%)	相乗り率 (人/回)	LINE予約 (回)	電話予約 (回)	現金決済率	電子決済率
221	194	233	36.6	1.20	74	120	97%	3%

曜日別運行回数 (土日は2月3日・2月4日限定)						
月	火	水	木	金	土	日
52	41	19	39	35	2	6

主な乗車地点	
自宅	[ 1 1 3 ]
北海道立江差病院	[ 1 4 ]
江差町役場	[ 1 0 ]
フードセンターブnten江差店	[ 9 ]
在宅型総合福祉施設まるやま	[ 6 ]
サツドラ江差柳崎店	[ 4 ]

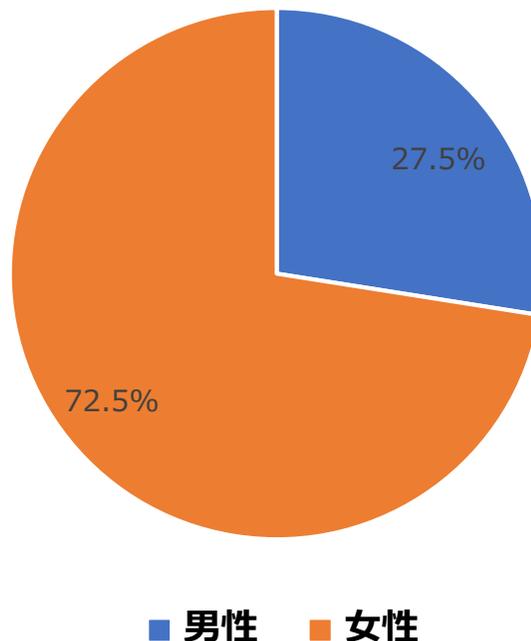
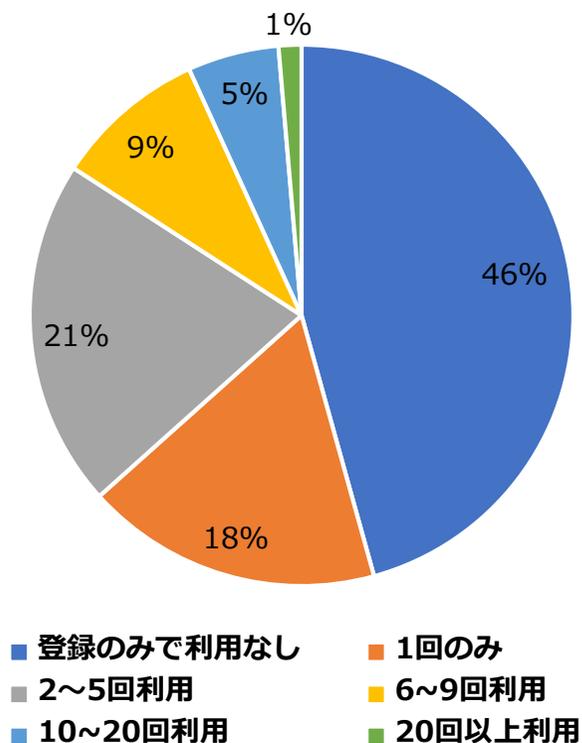
主な降車地点	
自宅	[ 5 9 ]
北海道立江差病院	[ 3 3 ]
サツドラ江差柳崎店	[ 1 2 ]
在宅型総合福祉施設まるやま	[ 8 ]
江差町役場	[ 6 ]
フードセンターブnten江差店	[ 6 ]





<登録者の利用状況>

<利用者の男女比>



●登録者数：221人

※町北部の住民は北部通学・通院バスも利用可

●実利用者数：120人

(うち、福祉割引運賃適用者：13人)  
※登録・予約した本人のみのカウントで、同乗者は除く

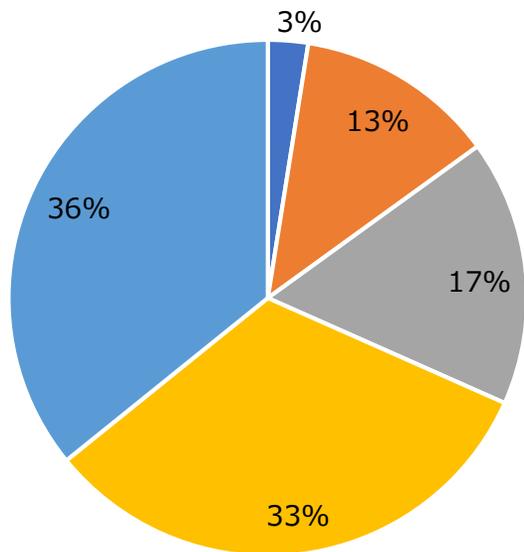
●オンデマンドバス  
乗合発生率：38.5%

●オンデマンドバス  
平均乗合人数：1.17人/回

- 登録者の54%が利用し、うち約2/3の方々による複数回の利用（リピーター）があった。
- 一方で、登録者の46%が実際の利用がなかったことから、利用方法の周知強化（利用相談会・町内会等との連携強化など）といった、さらなる利用促進策が求められるところ。
- 女性比率が高く、自家用車もしくは運転免許のない住民による利用が集中したものと推察。

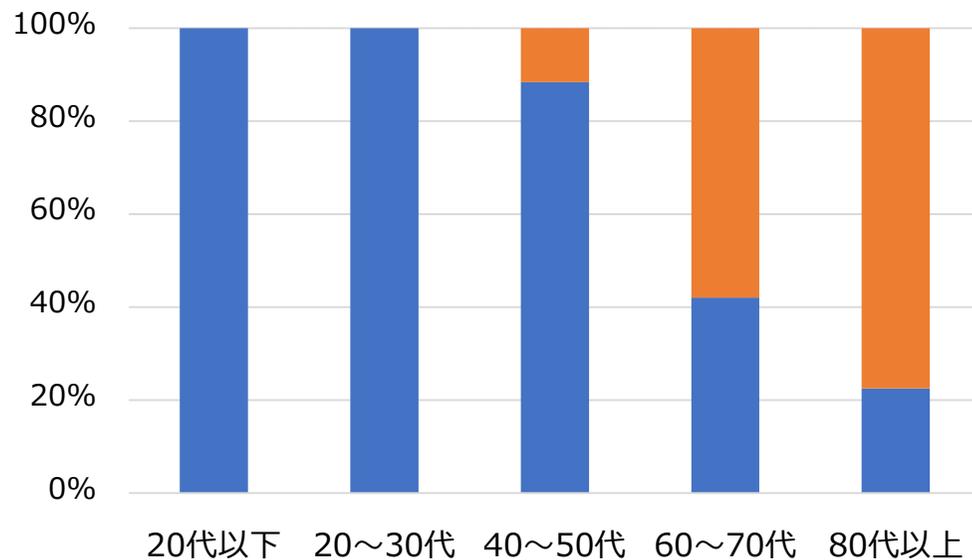


＜利用者 年代比率＞



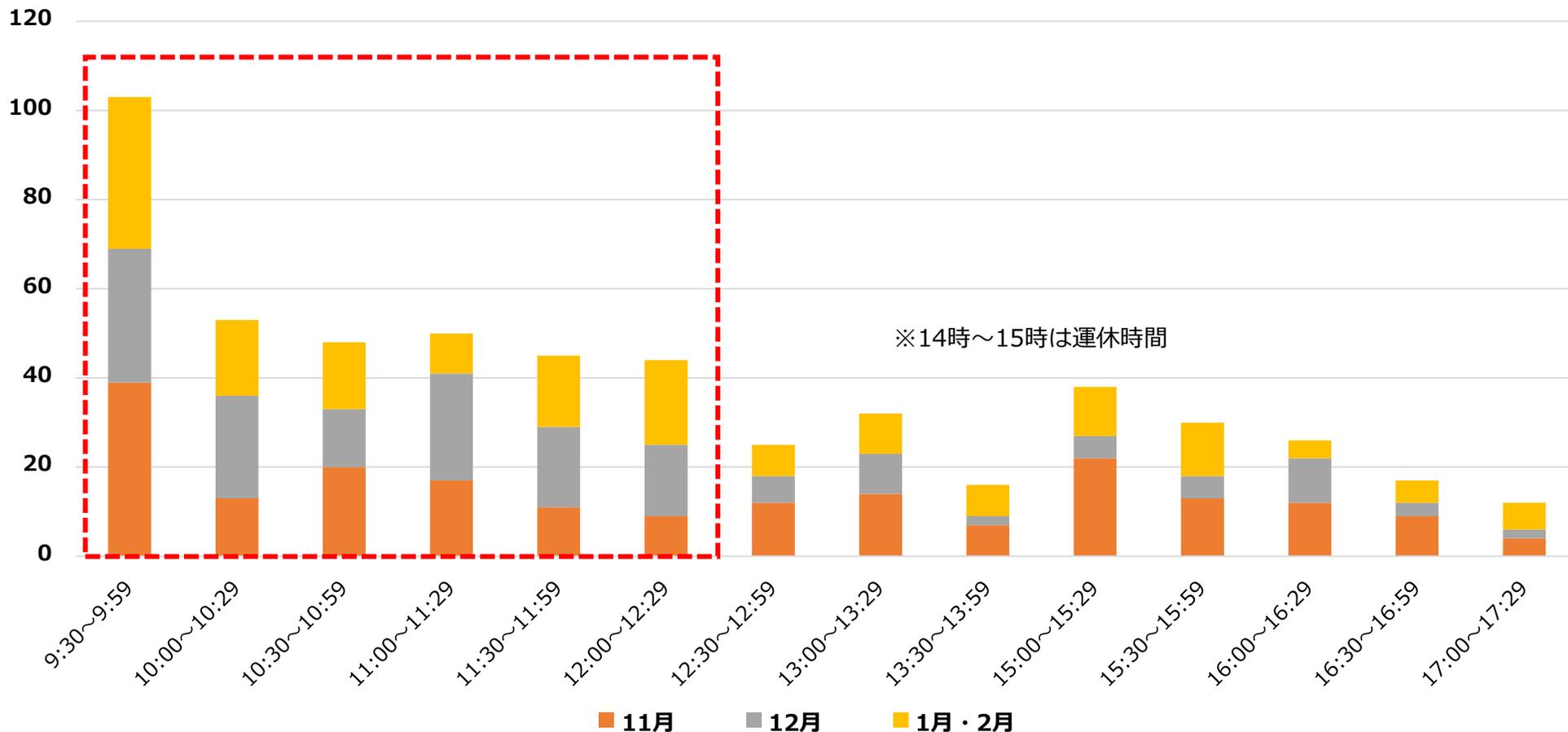
■ 20代以下    ■ 20~30代    ■ 40~50代  
 ■ 60~70代    ■ 80代以上

＜年代別 予約方法比率＞

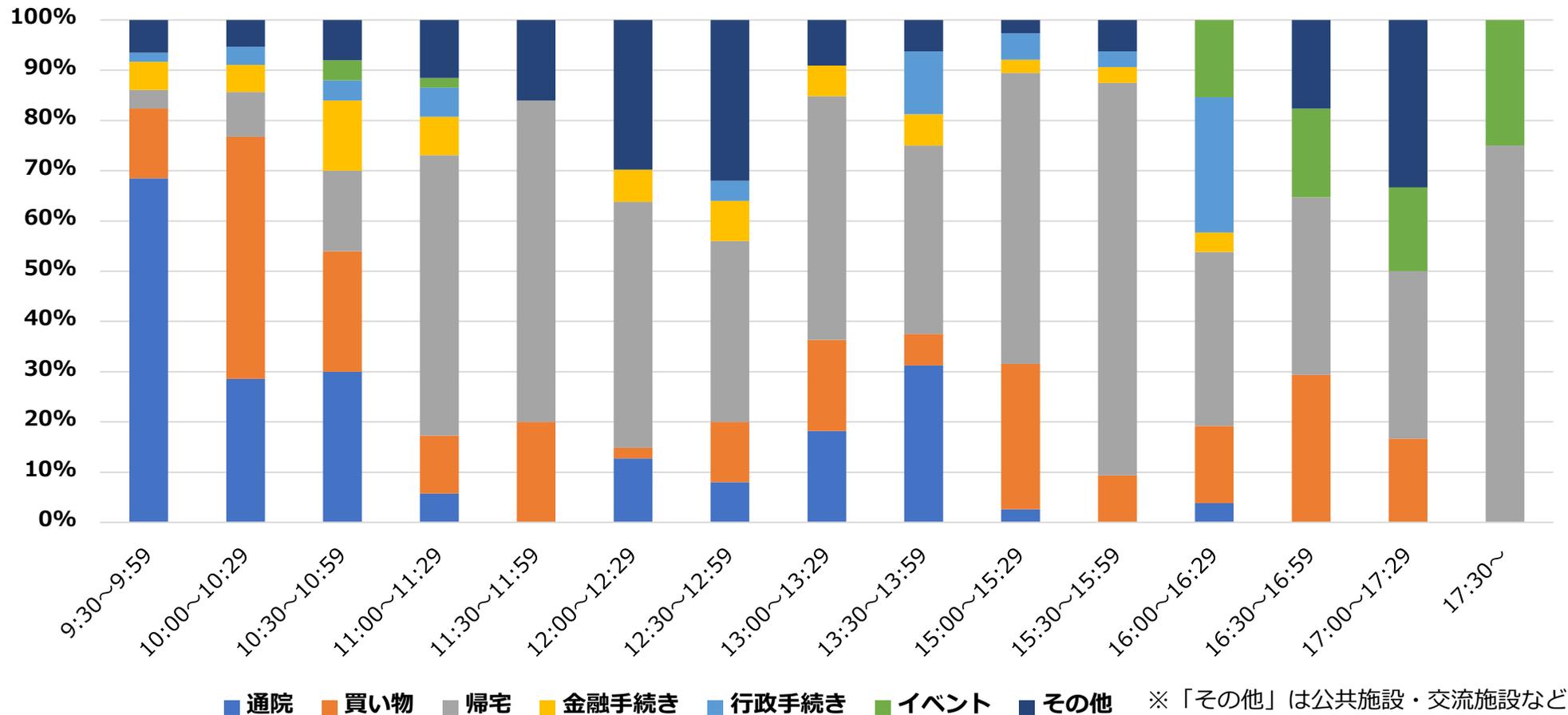


■ LINE    ■ 電話

- 利用者の平均年齢は66.6歳で、全体の69%が60代以上と高齢者が中心層。
- 利用者の54%がLINE利用者、残りの46%が電話利用者だった一方で、60代以上の高齢者の約2/3が電話に集中したことから、受付予約回数では電話が多かった。
- 従前の想定どおり、若年層はLINEに、高齢層は電話に利用が集中した結果であったため、将来的なコールセンターレス化に向けた、ICTサービスの利用促進策の強化（運賃・ポイント特典等によるインセンティブなど）が今後の課題。



- 午前の時間帯に利用が集中しており、特に、**朝一番での運行が大半**を占めていた。
- **早朝時間帯での利用ニーズ（開始時刻を早める）が多い**ものと推察できるが、早朝時間帯は路線バスによる通院・通学・通勤利用者が一定数確認できることから、開始時刻を早める場合には**交通モードの重複（競合）による路線バスへの影響**を十分に考慮する必要あり。
- 一方で、午後以降の時間帯での利用がやや低調に終わったことから、公共交通の利用ニーズの一つとして推察される、**高校生による帰宅（町内移動含む）**といった**利用層の拡大**が今後の課題。



- 利用目的の多くは「通院（北海道立江差病院など）」、「買い物（サツドラ江差柳崎店・フードセンターブテン江差店など）」及び「帰宅（利用者本人の自宅を乗降地点に指定可能）」で、自宅と目的地間での往復利用が主な利用パターンとなっていた。
- 一方で、片道のみ利用（行き・帰りどちらかは他の公共交通機関もしくは家族・施設による送迎など）も一定数見られたことから、既存の移動手段に足りない部分を補完する役割を一定数果たせていたものと推察。



1. 令和5年度実証運行の概要・実績

**2. 本格運行に係る運行方針について(案)**

3. 今後のスケジュールについて



	令和5年度実証運行	本格運行方針（案）
運行日	平日5日間運行	<p><u>月曜日・火曜日・木曜日 週3回運行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な運行体制の構築を優先</li> <li>・実証運行時に運行回数の多かった月・火・木を運行日に設定</li> </ul>
運行時間	<p>(火曜日～金曜日) 9:30～17:30</p> <p>(月曜日) 9:30～16:30</p> <p>※14時～15時は運転手の休憩・交代時間の確保のため運休</p>	<p><u>(月曜日・火曜日・木曜日)</u> <u>9:00～17:00</u></p> <p>※13時～13時半は運休</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江差病院利用者からの要望に応え、運行開始を30分早期化</li> <li>・令和5年度実証運行結果を考慮し、休憩時間を13時～13時半に設定</li> </ul>
運行形態	<p>自家用有償旅客運送 【交通空白地有償運送／道路運送法第78条第2項】</p> <p>※江差町が運行主体で、運行業務を(有)桧山ハイヤーに委託</p>	<p>自家用有償旅客運送 【交通空白地有償運送／道路運送法第78条第2項】</p> <p>※江差町が運行主体で、運行業務を(有)桧山ハイヤーに委託</p>



	令和5年度実証運行	本格運行方針（案）
運行区域	江差町全域 登録した自宅及び88箇所の乗降 地点間を運行	江差町全域 登録した自宅及び <u>90箇所</u> の乗降 地点間を運行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設のうち追加要望のあったものや地域バランスを考慮し、 <u>「ぬくもり温泉」「大潤寿の家」</u> の2地点を追加。</li> <li>・エコーの供用開始に伴い、乗降 地点「江差BASEプラス1」を <u>「コミュニティプラザえさし・ エコー」と改称</u></li> </ul>
旅客の範囲	江差町内に居住する住民 及び町外からの訪問者 (事前登録者及びその同乗者)	江差町内に居住する住民 及び町外からの訪問者 (事前登録者及びその同乗者)
運行車両	桧山ハイヤー所有ジャンボ ハイヤー(乗客定員8名)1台	桧山ハイヤー所有ジャンボ ハイヤー(乗客定員8名)1台



	令和5年度実証運行	本格運行方針（案）
予約方法	<p>電話（オペレーター・役場受付） またはスマホアプリ「LINE」 を利用した事前予約制</p> <p>※予約受付期間は利用日の1週間 前から当日の30分前まで</p> <p>※電話受付時間は平日の8時45分 ～12時・12時45分～17時15分</p>	<p>電話（オペレーター・役場受付） またはスマホアプリ「LINE」 を利用した事前予約制</p> <p>※予約受付期間は利用日の1週間 前から当日の30分前まで</p> <p>※電話受付時間は平日の<u>8時45分 ～12時・12時45分～16時30分</u></p> <p>※電話による朝一便の配車予約は 前日まで</p>
運行経路	<p>配車予約に基づきAIが自動生成 した経路の運行</p> <p>※88箇所の乗降地点を設定の上、 予約者の自宅を含む乗降地点間 のみを、配車予約に応じてその 都度運行する区域運行方式(乗り 合い制・フルデマンド型)</p> <p>※配車管理は、AI乗配車計算シス テム「SAVS(サブス)」を活用</p>	<p>配車予約に基づきAIが自動生成 した経路の運行</p> <p>※90箇所の乗降地点を設定の上、 予約者の自宅を含む乗降地点間 のみを、配車予約に応じてその 都度運行する区域運行方式(乗り 合い制・フルデマンド型)</p> <p>※配車管理は、AI乗配車計算シス テム「SAVS(サブス)」を活用</p>



	令和5年度実証運行	本格運行方針（案）
運賃設定	定額制	定額制
一般運賃	(乗合なし) 500円/人 (乗合あり) 300円/人	(乗合なし) 500円/人 (乗合あり) 300円/人
福祉割引運賃・こども運賃	一律 200円/人 ※身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・介護保険被保険者証・特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかを運賃支払時に運転手に提示 ※小学生以下(6～12歳以下)は運転手へ自己申告	一律 200円/人 ※身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・介護保険被保険者証・特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかを運賃支払時に運転手に提示 ※小学生以下(6～12歳以下)は運転手へ自己申告
学割運賃	設定なし	<u>一律 200円/人</u> ・中学生・高校生の利用促進を図るため、学生証の提示で割引
乳幼児運賃	一律無料 ※保護者同伴に限る	一律無料 ※保護者同伴に限る



	令和5年度実証運行	本格運行方針（案）
<b>決済方法</b>	現金もしくはEZOCAカード （電子マネー・EZOポイント）	現金もしくはEZOCAカード （電子マネー・EZOポイント）
<b>EZOCA 特典 ポイント</b>	①LINE予約特典 1回の予約・乗車につき 10ポイント付与 ②電子マネー決済特典 支払額の10%ポイント還元 ③ボーナス特典 月4回ごとの利用につき 100ポイント付与 （EZOCAカード決済回数に限る）	①LINE予約特典 1回の予約・乗車につき 10ポイント付与 ②電子マネー決済特典 支払額の10%ポイント還元 ③ボーナス特典 月4回ごとの利用につき 100ポイント付与 （EZOCAカード決済回数に限る）
<b>イベント 限定運行</b>	①11月11日（土） ニシンチャレンジカップ ②2月3日（土）・4日（日） 美味百彩 なべまつり	<u>事業者と調整のうえ実施予定</u> <u>※運行と併せて利用相談会等の</u> <u>周知活動も実施予定</u>
<b>貨客混載</b>	毎週水・金曜日 午前11:00～12:00の順次配送 図書館の貸出図書を無料配送	<u>実施しない</u>



### ① 運行日数について

○将来的な運行日数の拡大（週4日～7日）について、実施体制の見直しも含め検討

### ② 乗降ポイントの追加について

○アンケート調査等から町民や事業者からのニーズを把握し、乗降ポイントの追加やカテゴリの整理について検討

### ③ 運賃・決済方法について

○本格運行開始後の利用状況等を勘案し、往復割引運賃や回数券の導入について検討

### ④ 貨客混載について

○令和5年度実証運行時に実施した図書の貨客混載について、利用実績の乏しさや、持続可能な運行体制の構築のため、本格運行時は実施を見送るが、図書に限らない将来的な実装可能性について検討



款	項	目	R6当初 予算額	R6補正額	補正後 予算額	補正額内訳
1	負担金	1 負担金	3,875,000	15,169,000	19,044,000	江差町負担金
2	補助金	1 補助金	0	0	0	
3	繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	1 諸収入	0	0	0	
合 計			3,875,000	15,169,000	19,044,000	

○令和5年度実証運行の際は、国土交通省「共創モデル実証プロジェクト（令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金）」を充当。本格運行開始以降、国土交通省「**地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下、フィーダー系統補助金）**」を充当。

○フィーダー系統補助金に係る補助年度が「前年10月～9月」となっているため、**令和6年度運行に係る補助金（令和7年4月交付）**については、**令和6年8、9月分のみ交付**される（令和6年10月以降分と同時申請）。

○フィーダー系統補助金の交付が年度明けの4月であることから、全額江差町負担金により事業を実施し、**フィーダー系統補助金交付後、負担金の残額と合わせ江差町へ戻入**することとする。

**※フィーダー系統補助金の交付申請について、6月に書面による協議会を開催予定**



款	項	目	R6当初 予算額	R6補正額	補正後 予算額	補正額内訳
1 運営費	1 会議費	1 会議費	185,000	0	185,000	
	2 事務費	1 事務費	80,000	0	80,000	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	3,600,000	15,169,000	18,769,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査・運営支援等 2,716千円</li> <li>・配車予約システム等の 開発運用 4,034千円</li> <li>・町業務（運行費）分 7,889千円</li> <li>・プロモーション経費 196千円</li> <li>・住民周知用物品等購入 334千円</li> </ul>
3 予備費	1 予備費	1 予備費	10,000	0	10,000	
合 計			3,875,000	15,169,000	19,044,000	



1. 令和5年度実証運行の概要・実績
2. 本格運行に係る運行方針について(案)
3. 今後のスケジュールについて



時期	スケジュール	備考
5月14日 (火)	<b><u>令和6年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会分科会 (専門部会)の開催</u></b>	江差マース本格運行に係る運行方針について協議
本日	<b><u>令和6年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会の開催</u></b>	上記事項のほか、令和6年度協議会補正予算(マース運行関連予算を含む)や公共交通計画の変更等について協議
6月中旬	<b><u>補正予算提案</u></b>	協議会で承認された補正予算について議会で提案
6月中旬～ 7月下旬	<b><u>周知活動・契約締結</u></b>	本格運行開始にむけた住民説明会等の周知活動の実施、各種契約の締結事務
8月1日	<b><u>本格運行開始</u></b>	



## 【参考】令和5年度実証運行に係る住民説明会・事前試乗会・利用相談会開催状況

開催内容	開催会場	開催日	開催時間
住民説明会	水堀コミュニティセンター（水堀町28）	10月25日(水)	10:30~12:00
	五勝手生活館（南浜町145-1）		14:00~15:30
	南が丘ふれあいセンター（南が丘7-297）		18:00~19:30
	中網老人憩いの家（中網町130）	10月26日(木)	10:30~12:00
	朝日児童館（朝日町83）		14:00~15:30
	江差町老人福祉センター（新栄町264-2）		18:00~19:30
	榎川担い手センター（榎川町243-3）	10月27日(金)	10:30~12:00
	田沢憩いの家（田沢町419）		14:00~15:30
	江差町役場保健センター（中歌町193-1）		18:00~19:30
事前試乗会	水堀コミュニティセンター駐車場（水堀町28）	10月31日(火)	10:00~12:00
	南が丘ふれあいセンター駐車場（南が丘7-297）		15:00~17:00
利用相談会	サッポロドラッグストアー江差柳崎店	11月8日(水)	10:00~14:00
	ラルズマート江差店	11月9日(木)	
	サッポロドラッグストアー江差店	11月14日(火)	
	ラルズマート江差店	11月15日(水)	
	ラルズマート江差店	1月18日(木)	10:00~13:00
	サッポロドラッグストアー江差店		14:00~16:00

上記会場等での説明会・事前試乗会・利用相談会の実施のほか、**広報えさし**

**（7・8月号）等への掲載や、既存の集会等への出席**を予定。

また、若者世代への普及啓発を図るため、**檜山振興局公式Instagram（フォロワー約2,600人）での情報発信や、中高生向けの出前授業の実施**について協議予定。

# 令和6年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会 分科会(専門部会)における協議結果について

## 1. 開催概要

- ・日 時 令和6年5月14日(火) 14時30分～
- ・会 場 江差町役場2階 庁内会議室
- ・議 題 江差マース本格運行に係る運行方針について

## 2. 議事概要

○資料をもとに事務局から運行方針について説明し、以下のとおり意見があった。

- ・運行日数について、持続可能な運行体制の構築を踏まえ週3日と設定し、スモールスタートとしたことは、良いことだと認識。
- ・事業者への負担を軽減しながら、持続性を高めることが最も重要。  
→町民ニーズを考慮すると、運行日数はできる限り多く設定することが理想だが、現状として、事業者の運行体制を考慮し、持続可能性を最優先として設定している。  
→運行開始後も事業者と協議の上、運行日数拡大を目指していく。
- ・乗降地点について、EZOCA 提携店という整理をしているが、利便性の観点から、EZOCA 提携店という整理にこだわらず、「買い物」という一括の整理にしてもらっても構わない。  
→乗降地点の追加要望等を把握したうえで、カテゴリ別の整理を検討していきたい。  
→ただ、要望があれば何でも追加するという方針ではなく、周辺の交通量や道路状況、地域バランス等も踏まえ精査を行う必要があると認識している。
- ・4月から運行している北部乗合タクシーの利用状況はどうか。  
→4月実績で実利用は3名、通院目的で往復利用されている。  
→江差高校までの通学需要もカバーしているが、これまでの通学実績はない。
- ・運行日数を拡大する想定スケジュールはあるのか。  
→運行日数の拡大をいつまでという具体的スケジュールはない。  
→8月からの利用状況を見ながら、拡大の可否問わず、年度内には協議を行う予定。
- ・貨客混載の今後の輸送範囲は決まっているのか。  
→日配品や生鮮品の輸送ニーズは一定数ある状況であるが、実施方針の検討や事業者調整はまだ出来ていない。事業者アンケート調査等を踏まえて、検討を進めたい。  
→乗降地点の追加要望についても調査を行う予定。
- ・本格運行開始後の周知活動について実施予定はあるのか。  
→昨年度の実証運行において、イベント開催に合わせた限定運行及び会場での説明会を行っており、今年度も同様に実施することを想定している。
- ・江差高校における、北部乗合タクシー対象地域(鹹川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町)からの通学者数や通学方法の実態等については把握しているか。  
→対象地域から通学されている生徒も、数人ではあるがいらっしゃる旨は江差高校から聞き及んでいる。  
→江差高校との協議の上、江差高校における今後の周知の方向性を決めていく。

## 令和6年度江差町地域公共交通活性化協議会補正予算について

## 1. 補正理由

- (1) 江差町地域公共交通計画に基づき、令和6年度からの「江差マース」本格運行開始に伴い、令和6年第2回江差町議会定例会において「江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業（事業費：15,169千円）」の補正予算が上程予定。

## 2. 歳入予算（単位：円）

款	項	目	当初 予算額	補正額	補正後 予算額	補正額内訳
1	1	1	3,875,000	15,169,000	19,044,000	・江差町負担金 15,169千円
2	1	1	0	0	0	
3	1	1	0	0	0	
4	1	1	0	0	0	
合 計			3,875,000	15,169,000	19,044,000	

## 3. 歳出予算（単位：円）

款	項	目	当初 予算額	補正額	補正後 予算額	補正額内訳
1	1	1	185,000	0	185,000	
	2	1	80,000	0	80,000	
2	1	1	3,600,000	15,169,000	18,769,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査・運営支援等 2,716千円</li> <li>・配車予約システム等の開発運用 4,034千円</li> <li>・町業務（運行費）分 7,889千円</li> <li>・プロモーション経費 196千円</li> <li>・住民周知用物品等購入 334千円</li> </ul>
3	1	1	10,000	0	10,000	
合 計			3,875,000	15,169,000	19,044,000	

# 江差町地域公共交通計画における事業評価手法について

## 1. 計画策定主旨

江差町地域公共交通計画は、町民等の移動実態に即した公共交通網へと生まれ変わりを目指すほか、公共交通サービスの需要創出に向けた取組をセットで展開し、当町における持続可能な公共交通網を構築していくことを目的に、当町の公共交通網の方向性を示す計画として、令和5年に策定。

## 2. 基本理念達成にむけた4つの基本目標・15事業

本計画における基本理念「持続可能な暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとの交通」の実現に向け、4つの基本目標を設定し、その達成に向け15事業（再掲含む）を実施することとしている。

### 基本 目標 i

先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

- i- 事業1 当町交通事業の最適化に向けた見直し
- i- 事業2 民間バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保
- i- 事業3 江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施
- i- 事業4 福祉有償運送事業の継続化に向けた検討・協議の場づくり

### 基本 目標 ii

地域内交通と広域交通の接続拠点の創出

- ii- 事業1 交通・交流拠点の創出
- ii- 事業2 地域内交通と広域交通の接続性の確保

### 基本 目標 iii

公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施

- iii- 事業1 ICTに慣れていただける環境づくり
- iii- 事業2 地域内交通の適切な運行情報の提供
- iii- 事業3 公共交通を利用したいと思っていただける機会の創出

### 基本 目標 iv

町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施

- iv- 事業1 【再掲】当町交通事業の最適化に向けた見直し
- iv- 事業2 【再掲】民間バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保
- iv- 事業3 【再掲】交通・交流拠点の創出
- iv- 事業4 【再掲】地域内交通と広域交通の接続性の確保
- iv- 事業5 江差町地域公共交通活性化協議会における事業モニタリングの継続的实施
- iv- 事業6 (仮称)道南地域公共交通計画との連携

### 3. 13 の評価指標と事業評価の実施

本計画に位置付けた 15 事業の進捗確認に向け、計 13 の評価指標（再掲含む）を設定。本評価指標については、毎年、協議会において達成状況を評価し、進捗状況を報告することとしている。

#### 基本目標Ⅰ 先端技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

- 評価指標 1 江差マースの利用者数
- 評価指標 2 江差マースの収支率
- 評価指標 3 江差マースに係る収益循環の金額
- 評価指標 4 本町の交通施策に対する公的資金投入額
- 評価指標 5 福祉有償運送事業者との協議回数

※評価指標 1, 2, 3 の目標値については計画策定時未設定、議題 7 において諮問。

#### 基本目標Ⅱ 地域内交通と広域交通の接続拠点の創出

- 評価指標 6 接続拠点の創出
- 評価指標 7 交通・交流拠点としての機能強化

#### 基本目標Ⅲ 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施

- 評価指標 8 江差マースに関する勉強会等の周知活動の実施数
- 評価指標 9 【再掲】交通・交流拠点としての機能強化
- 評価指標 10 地域公共交通に関する江差高校との連携回数

#### 基本目標Ⅳ 町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施

- 評価指標 11 江差高校生のバス通学割合
- 評価指標 12 【再掲】本町の交通施策に対する公的資金投入額
- 評価指標 13 江差町地域公共活性化協議会の開催回数

【具体例】評価指標 4 本町の交通施策に対する公的資金投入額の場合

基準を令和 3 年度の 58,770 千円/年とし、これまでの公的資金投入額の推移を踏まえた目標値を設定。交通事業の最適化に向けた見直しや、江差マースの本格運行開始による公的資金投入額の推計値を算出。目標値は、毎年度の事業決算額で把握。

目 標 値				
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
60,374	73,125	74,338	75,571	76,825
千円以下	千円以下	千円以下	千円以下	千円以下

## 4. 事業評価の実施方法

評価指標ごとに目標値把握の方法を設定済。

全ての評価指標における、事業の実施状況や実績、目標値の達成状況、課題等を整理した「事業評価シート」を作成。次年度以降の事業実施の参考にするほか、毎年、協議会で事業評価シートを用い、事業の進捗状況を報告する。

事業評価シートにて整理する項目については、地域公共交通推進支援業務を委託している、日本データサービスと協議のうえ決定。同社が同じく計画推進支援を行う津別町の事業評価シートを参照する。

## 5. 今後のスケジュール

- R6. 6 江差町地域公共交通計画の変更  
館線・稲見線・木間内線の廃止や江差マース本格運行に伴う計画変更を実施(議題7)  
評価指標1～3における目標値を設定
- R6. 7～ 事業評価シート作成、令和5年度における事業評価を実施
- R6. 9～12 第3回江差町地域公共交通活性化協議会の開催  
(予定) 協議会内で事業の進捗状況を報告  
※フィーダー系統補助金に係る事業評価(1月)に合わせ実施予定
- R7. 3 第4回江差町地域公共交通活性化協議会の開催  
事業評価を踏まえた、令和7年度事業実施予定について諮問

## 江差町地域公共交通計画 事業評価シート(案)

(令和●年度評価)

### 事業評価シートについて

本計画において示されている13の評価指標について、各年度の取り組みの状況等を事業評価シートによりまとめるものです。

この事業評価シートにて、江差町地域公共交通活性化協議会に事業の実施状況や実績、課題等を報告・共有し、今後の取組の方向性、内容について協議、分析、情報交換を行い、計画の推進を図ります。

令和●年●月

江差町・江差町地域公共交通活性化協議会

基本目標 1 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

評価指標 4 本町の交通施策に対する公的資金投入額

関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
<p>○当町交通事業の最適化に向けた見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事業に要している経費は、令和3年度予算において5千万円超となっています。これらの経費は、事業を担う交通事業者等の人件費の増加や燃料費等の高騰により、年々増大しています。</li> <li>今後、江差マースなどの新たな交通事業を展開していく中で、長期的に町民に移動手段を提供し続けることを目的に、必要に応じて、函館バス株式会社の民間バス路線のほか、高齢者交通費助成やスクールバス運行などの当町単独で実施している交通事業など、当町交通事業の最適化に向けた見直しを行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当町で実施している交通事業に要している経費は年々、増加傾向にあり、計画推進期間中も増加が見込まれるため、これまでの公的資金投入額の推移を踏まえた、増加率を設定し、目標値を設定します。</li> <li>また、当町交通事業の最適化に向けた見直しや江差マースの本格運行の実施による効果を含めた公的資金投入額の推計値を算出し、その数値を下回ることを目標に、経費の最適化を図ります。</li> <li>目標値は、毎年度の事業決算額で把握することとします。</li> </ul>	令和5年度			60,374千円以下		
		令和6年度			73,125千円以下		
		令和7年度			74,338千円以下		
		令和8年度			75,571千円以下		
		令和9年度			76,825千円以下		

## 江差町地域公共交通計画の変更について

## #江差町地域公共交通計画 新旧対照表

【新】			【旧】		
頁数	種別	内容	頁数	種別	内容
表紙	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 改定時期の追記</li> <li>・「令和6年〇月一部改訂」</li> </ul>	表紙	-	-
2	表 1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 交通機関の追記</li> <li>・「北部乗合タクシー」</li> <li>➤ 当町における役割等の追記</li> <li>・「当町北部の館線、稲見線、木間内線が廃止となった地域において、居住者の移動の足を確保する役割を担う。」</li> <li>➤ 主な運行区域の追記</li> <li>・「町内」</li> </ul>	2	表 1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> </ul>
14	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文章の追記・変更</li> <li>・「～公共交通に係る内容として、「Wi-Fi 環境の充実や高速通信環境の整備検討」のほか、「路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策」、～」</li> </ul>	14	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「～公共交通に係る内容として、「路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策」のほか、～」</li> </ul>

【新】		
頁数	種別	内容
14	表 1-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画期間の変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度から令和7年度</li> </ul> </li> <li>➤ 本計画に関する内容の追記・変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大」</li> <li>・「○関係機関の情報共有化・○住民等への情報伝達体制の強化」</li> <li>・「・Wi-Fi環境の充実や高速通信環境の整備検討」</li> <li>・「○外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策」</li> <li>・「・Wi-Fi環境の充実や高速通信環境の整備検討（再掲）」</li> <li>・「・路線バスの利用促進」</li> <li>・「・奥尻離島航路の維持整備対策の推進」</li> <li>・「・路線バスの利用促進（再掲）」</li> </ul> </li> <li>➤ ・「・奥尻離島航路の維持整備対策の推進（再掲）」</li> </ul>
14	表	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画の位置づけの追記</li> <li>➤ ・「Wi-Fi環境の充実や高速通信環境の整備検討」</li> </ul>
16	タイトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ タイトルの変更</li> <li>➤ ・「第9期江差町高齢者福祉計画・第9期江差町介護保険事業計画」</li> </ul>
16	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文章の変更</li> <li>・「第9期江差町高齢者福祉計画・第9期江差町介護保険事業計画では、～」</li> </ul>

【旧】		
頁数	種別	内容
14	表 1-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度から令和4年度</li> <li>・「1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「○観光客、高齢者等の要配慮者対策」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「・路線バスの利用促進」</li> <li>・「・奥尻離島航路の維持整備対策の推進」</li> </ul>
14	表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> </ul>
16	タイトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第8期江差町高齢者福祉計画・第8期江差町介護保険事業計画」</li> </ul>
16	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第8期江差町高齢者福祉計画・第8期江差町介護保険事業計画では、～」</li> </ul>

【新】		
頁数	種別	内容
16	表 1-11	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ タイトルの変更</li> <li>・「第 9 期江差町高齢者福祉計画・第 9 期江差町介護保険事業計画の概要」</li> <li>➤ 計画期間の変更</li> <li>・「令和 6 年度から令和 8 年度」</li> <li>➤ 本計画に関係する内容の追記</li> <li>・「65 歳以上の高齢者で、寝たきりの状態にある者や～」</li> <li>➤ ・「～外出が制限される方に対する支援の方策についても検討していきます。」</li> </ul>
21	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文章の変更</li> <li>➤ ・「～「北海道総合計画」及び「北海道交通政策総合指針」、「第 3 次北海道定住自立圏共生ビジョン」の 3 計画～」</li> </ul>
21	表 1-15	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画名・年次の変更</li> <li>・「第 3 次北海道定住自立圏共生ビジョン」</li> <li>➤ 計画年次の変更</li> <li>➤ ・「令和 6 年度から令和 10 年度」</li> </ul>
23	図 1-8	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「交通弱者支援の検討」に追記</li> <li>➤ ・「Wi-Fi 環境の充実や高速通信環境の整備検討」</li> </ul>
37	図 3-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 注釈の追記</li> <li>・「※館線、稲見線、木間内線については、令和 6 年 3 月 31 日の運行をもって廃止」</li> <li>・「※代替交通として北部乗合タクシー（運行区域：鯉川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町）の運行を令和 6 年 4 月 1 日から開始」</li> </ul>

【旧】		
頁数	種別	内容
16	表 1-11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 8 期江差町高齢者福祉計画・第 8 期江差町介護保険事業計画の概要」</li> <li>・「令和 3 年度から令和 5 年度」</li> <li>・「65 歳以上の高齢者で寝たきりの状態にある者や～」</li> <li>・「～外出が制限される者に対する支援の方策についても検討していきます。」</li> </ul>
21	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「～「北海道総合計画」及び「北海道交通政策総合指針」、「第 2 次北海道定住自立圏共生ビジョン」の 3 計画～」</li> </ul>
21	表 1-15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 2 次北海道定住自立圏共生ビジョン」</li> <li>・「令和元年度から令和 5 年度」</li> </ul>
23	図 1-8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> </ul>
37	図 3-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> </ul>

【新】		
頁数	種別	内容
38	表 3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 交通機関名を追記・削除 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<del>館線 (641～644 系統)</del>」</li> <li>・「<del>館線 (661～662 系統)</del>」</li> <li>・「<del>稲見線 (651～653 系統)</del>」</li> <li>・「<del>木間内線 (663 系統)</del>」</li> <li>・「<del>北部乗合タクシー</del>」</li> </ul> </li> <li>➤ 運行区間の追記・削除 <ul style="list-style-type: none"> <li>・館線 (641～644 系統)、館線 (661・662 系統)、稲見線 (651～653 系統)、木間内線 (663 系統) の運行区間を削除</li> <li>・「館線、稲見線、木間内線の代替交通として、町北部の「<del>臈川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町</del>」を対象に、「自宅」と「江差高校」、「江差病院」の間を運行」</li> </ul> </li> <li>➤ 運行便数の追記・削除 <ul style="list-style-type: none"> <li>・館線 (641～644 系統)、館線 (661・662 系統)、稲見線 (651～653 系統)、木間内線 (663 系統) の運行便数を削除</li> </ul> </li> </ul>
39	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文章の追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「※<del>館線、稲見線、木間内線</del>については、令和 6 年 3 月 31 日の運行をもって廃止」</li> </ul> </li> </ul>
50	タイトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ タイトルの追記・変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(IV) <del>-iv</del>北部乗合タクシー」</li> <li>・「(IV) <del>-v</del>事前予約制乗合タクシー」</li> </ul> </li> </ul>

【旧】		
頁数	種別	内容
38	表 3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「館線 (641～644 系統)」</li> <li>・「館線 (661・662 系統)」</li> <li>・「稲見線 (651～653 系統)」</li> <li>・「木間内線 (663 系統)」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> </ul>
39	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> </ul>
50	タイトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「(IV) <del>-iv</del>事前予約制乗合タクシー」</li> </ul>

【新】		
頁数	種別	内容
50	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文章の追記</li> <li>・「江差町では、令和6年3月31日の運行をもって廃止となった、館線、稲見線、木間内線の代替交通交通として、令和6年4月1日より、有限会社松山ハイヤーへの運行委託により、北部乗合タクシーの運行を開始しました。」</li> <li>・「北部乗合タクシーは、「臈川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町」にお住まいの住民を対象とした、自宅の前で乗り降りできる新しい交通サービスで、複数の人と乗り合いながら「自宅」と「江差高校」「江差病院」の間を松山ハイヤーの車両が送迎しています。」</li> </ul>
51	タイトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ タイトルの変更</li> <li>・「(IV) -vi スクールバス」</li> </ul>
54	図 3-28	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 注釈の追記</li> <li>・「令和4年3月31日現在の交通空白地域の状況」</li> </ul>
55	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 文章の追記</li> <li>・「なお、当町の北部で運行をしてきた函館バス株式会社の館線、稲見線、木間内線は、令和6年3月31日をもって運行廃止となり、その代替交通として、当町独自の交通施策として「北部乗合タクシー」の運行を開始し、地域の足を確保している状況です。」</li> <li>・「※令和4年3月31日現在の交通空白地域の状況」</li> </ul>
88	図 5-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ &lt;&lt;将来&gt;&gt;の変更</li> <li>・「北部乗合タクシー」</li> <li>・「江差木古内線」</li> <li>・「江差小砂子線」</li> </ul>

【旧】		
頁数	種別	内容
50	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> </ul>
51	タイトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(IV) -v スクールバス」</li> </ul>
54	図 3-28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> </ul>
55	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> </ul>
88	図 5-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<del>館線、稲見線、木間内線</del>」</li> <li>・「江差木古内線<del>(◆)</del>」</li> <li>・「江差小砂子線<del>(●)</del>」</li> </ul>

【新】		
頁数	種別	内容
89	タイトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 表タイトルの追記</li> <li>・「表 5-1 本計画に基づき維持確保を行う公共交通の役割(1/2)」</li> </ul>
89	表 5-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 交通機関の追記</li> <li>・「北部乗合タクシー」</li> <li>➤ 当町における役割等の追記</li> <li>・「当町北部の館線、稲見線、木間内線が廃止となった地域において、居住者の移動の足を確保する役割を担う。」</li> <li>➤ 主な運行区域の追記</li> <li>・「町内」</li> </ul>
90	タイトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 表タイトルの追記・変更</li> <li>・「表 5-2 本計画に基づき維持確保を行う公共交通の役割(2/2)」</li> <li>・「表 5-3 本計画における公共交通の主なターゲット（利用者）の整理」</li> </ul>
93	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業内容の追記</li> <li>・「日当たり利用者数が少ない傾向にあった、館線、稲見線、木間内線については、令和6年3月31日の運行を持って廃止することが決定され、その代替交通として、町内北部（臈川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町）を対象の北部乗合タクシーの運行を令和6年4月1日から開始します。」</li> <li>・「なお、北部乗合タクシーの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費を充当していくこととします。」</li> </ul>

【旧】		
頁数	種別	内容
89	タイトル	・「表 5-1 本計画に基づき維持確保を行う公共交通の役割」
89	表 5-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> </ul>
90	タイトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「表 5-2 本計画における公共交通の主なターゲット（利用者）の整理」</li> </ul>
93	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> </ul>

【新】		
頁数	種別	内容
94	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業内容の追記</li> <li>・「#北部乗合タクシー運行概要の整理」</li> <li>・「・運行日 : 平日の月曜日から金曜日」</li> <li>・「・運行時間 :【行き】自宅 → 江差高校 → 江差病院」</li> <li>・「1便 7:45 発 、 3便 13:30 発」</li> <li>・「【帰り】江差病院 → 江差高校 → 自宅」</li> <li>・「2便 12:30 発 、 4便 16:00 発」</li> <li>・「・運行形態 : 自家用有償旅客運送」</li> <li>・「(運行主体:江差町、運行業務委託:有限会社桧山ハイヤー)」</li> <li>・「・運行区域 : 町内北部(臈川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町)を対象」</li> <li>・「・旅客の範囲:江差町内に居住する住民及び町外からの訪問者」</li> <li>・「・運行車両 : 桧山ハイヤー所有ジャンボハイヤー(乗客定員8名)1台」</li> </ul>

【旧】		
頁数	種別	内容
93	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> </ul>

【新】		
頁数	種別	内容
95	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業内容の追記</li> <li>・「#江差マース運行概要の整理」</li> <li>・「・運行日 : 月曜日・火曜日・木曜日の週3日運行」</li> <li>・「・運行時間 : 9:00~17:00 (13:00~13:30は運休)」</li> <li>・「・運行形態 : 自家用有償旅客運送」</li> <li>・「(運行主体:江差町、運行業務委託:有限会社松山ハイヤー)」</li> <li>・「・運行区域 : 江差町全域(登録した自宅及び町内90箇所の乗降地点間の運行)」</li> <li>・「・旅客の範囲:江差町内に居住する住民及び町外からの訪問者」</li> <li>・「・運行車両 : 松山ハイヤー所有ジャンボハイヤー(乗客定員8名)1台」</li> </ul>
96	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業内容の追記</li> <li>・「・運行区域図」</li> <li>・運行区域図の追加</li> </ul>

【旧】		
頁数	種別	内容
94	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> <li>・「-」</li> </ul>
94	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「-」</li> </ul>

【新】		
頁数	種別	内容
107	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 評価指標 1 の追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状値 「8.2 人/日」</li> <li>・目標値_令和 6 年度 「10.0 人/日」</li> <li>・目標値_令和 7 年度 「10.0 人/日」</li> <li>・目標値_令和 8 年度 「10.0 人/日」</li> <li>・目標値_令和 9 年度 「10.0 人/日」</li> </ul> </li> <li>➤ 評価指標 2 の追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状値 「4.9%」</li> <li>・目標値_令和 6 年度 「5.4%」</li> <li>・目標値_令和 7 年度 「5.4%」</li> <li>・目標値_令和 8 年度 「5.4%」</li> <li>・目標値_令和 9 年度 「5.4%」</li> </ul> </li> </ul>
108	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 評価指標 3 の追記・変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「評価指標 1 及び 2 と同様に、令和 4 年度までは実証実験での運行となっているため、令和 5 年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、<b>江差マースの本格運行により、増額となる</b>ことが予想される<b>地域応援型 EZOCA（地域還元金）</b>を収益循環の金額として、目標値を設定します。」</li> <li>・現状値 「835,381 円」</li> <li>・目標値_令和 6 年度 「850,000 円」</li> <li>・目標値_令和 7 年度 「850,000 円」</li> <li>・目標値_令和 8 年度 「850,000 円」</li> <li>・目標値_令和 9 年度 「850,000 円」</li> </ul> </li> </ul>

【旧】		
頁数	種別	内容
105	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状値 「-」</li> <li>・目標値_令和 6 年度から令和 9 年度 「<b>令和 5 年度の実証実験結果を踏まえ設定</b>」</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状値 「-」</li> <li>・目標値_令和 6 年度から令和 9 年度 「<b>令和 5 年度の実証実験結果を踏まえ設定</b>」</li> </ul>
106	文章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「評価指標 1 及び 2 と同様に、令和 4 年度までは実証実験での運行となっているため、令和 5 年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、<b>本格運行における収支状況をもとに、収支率を算出し、</b>目標値を設定することとします。」</li> <li>・現状値 「-」</li> <li>・目標値_令和 6 年度から令和 9 年度 「<b>令和 5 年度の実証実験結果を踏まえ設定</b>」</li> </ul>

2023 年度～2027 年度

# 江差町地域公共交通計画



令和5年

令和6年〇月一部改訂

江差町

江差町地域公共交通活性化協議会

表 1-2 当町における各公共交通機関等の役割（その2）

交通機関	当町における役割等	主な 運行区域
フェリー	当町と奥尻島を結ぶ航路として運航しており、奥尻町民や奥尻島への来訪者の移動を支える役割を担う。	町内外
福祉有償運送	町内外の移動手段として、身体障がい者等の他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でバスその他の公共交通機関を利用することが困難な者の生活移動を支える役割を担う。	町内外
福祉バス	町民のコミュニティ活動を支える役割を担う。	町内外
生涯学習バス	町民の社会教育及び学校教育活動に関する移動の役割を担う。	町内外
北部乗合タクシー	当町北部の館線、稲見線、木間内線が廃止となった地域において、居住者の移動の足を確保する役割を担う。	町内
事前予約制乗合タクシー	当町北部の交通空白地域において、居住者の移動の足を確保する役割を担う。	町内
スクールバス	小中学校が統廃合となった地域の通学支援としての役割を担う。	町内
ハイヤー	上記公共交通では確保できない需要等を支える役割を担う。	町内外



## ①-II) 江差町強靱化計画

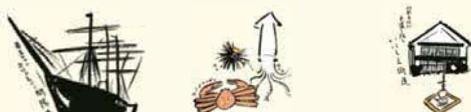
江差町強靱化計画では、公共交通に係る内容として、「Wi-Fi 環境の充実や高速通信環境の整備検討」のほか、「路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策」、「交通弱者のための移動手段の確保・運営体制の検討」、「路線バスの利用促進」、「関係機関と連携した奥尻離島航路の維持」を整理しています。

表 1-9 江差町強靱化計画の概要

項目	内容
計画期間	令和2年度から令和7年度
強靱化の目標	目標1：人命の保護が最大限図られること 目標2：町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 目標3：町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 目標4：迅速な復旧復興
本計画に 関係する 内容	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 ○関係機関の情報共有化・住民等への情報伝達体制の強化 ・Wi-Fi 環境の充実や高速通信環境の整備検討 ○外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 ・Wi-Fi 環境の充実や高速通信環境の整備検討（再掲） ・路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策の実施 ・交通弱者のための移動手段の確保・運営体制についての検討 ・路線バスの利用促進 ・奥尻離島航路の維持整備対策の推進 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 ○交通ネットワークの整備 ・路線バスの利用促進（再掲） ・奥尻離島航路の維持整備対策の推進（再掲） ・関係機関によるフェリー利用促進活動の実施 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下 ○港湾の機能強化 ・奥尻離島航路の維持整備対策の推進（再掲） ・関係機関によるフェリー利用促進活動の実施（再掲）

## Positioning（計画の位置づけ）

- ・Wi-Fi 環境の充実や高速通信環境の整備検討
- ・路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策
- ・交通弱者のための移動手段の確保・運営体制の検討
- ・路線バスの利用促進
- ・関係機関と連携した奥尻離島航路の維持



## ①-IV) 第9期江差町高齢者福祉計画・第9期江差町介護保険事業計画

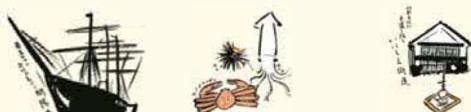
第9期江差町高齢者福祉計画・第9期江差町介護保険事業計画では、公共交通に係る内容として、65歳以上の高齢者を対象とした交通費助成事業や外出支援などを通じて、高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられる環境を整備していくことを挙げています。

表 1-11 第9期江差町高齢者福祉計画・第9期江差町介護保険事業計画の概要

項目	内容
計画期間	令和6年度から令和8年度
基本理念	高齢者が健康で安心して暮らせる町
施策の基本方針	基本方針1：高齢者福祉サービスと介護サービス基盤の整備 基本方針2：高齢者福祉サービスの質的向上 基本方針3：積極的な社会参加の促進 基本方針4：認知症高齢者支援の推進 基本方針5：高齢者の権利擁護と安全確保に向けた取組みの推進 基本方針6：高齢者の住まい整備促進 基本方針7：介護予防の総合的推進 基本方針8：地域包括ケア体制の整備
本計画に関係する内容	○高齢者福祉施策の推進 (1) 高齢者福祉サービスと介護サービス基盤の整備 -介護サービスでは支えられない生活上の困難に対しては、町が独自でサービスを提供することで、高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられる環境を整備します。 (1)-3 主に一人暮らしなどの虚弱な高齢者を対象とするサービス -江差町では、介護保険サービス外の独自サービスの充実を図ることで高齢者の生活の支援に努めます。 ・高齢者等交通費助成事業 -65歳以上の高齢者を対象に、町内を運行する路線バスの利用料金半額助成に努めます。 ・高齢者への外出支援 -65歳以上の高齢者で、寝たきりの状態にある者や車椅子を利用している者等、介助者の支援が必要な者に対し、医療機関等との間を移送用車両（リフト付車両等）による送迎サービスを行います。 -この他、日常的に移動になんらかの困難を抱えていることにより、外出が制限される方に対する支援の方策についても検討していきます。

## Positioning (計画の位置づけ)

・高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられる環境を整備



②北海道等における関連計画

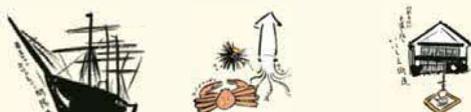
本計画における北海道等の関連計画としては、「北海道総合計画」及び「北海道交通政策総合指針」、「第3次南北海道定住自立圏共生ビジョン」の3計画が挙げられ、各関連計画では、「地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築」や「地域における最適な交通モードの検討」、「担い手確保」などの地域公共交通に関する方針を整理しています。

表 1-15 北海道等における関連計画の整理

計画名・年次	記載内容
<p>○北海道総合計画 -平成 28 年度 から令和 7 年度</p>	<p>○地域で互いに支え合うまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信</li> <li>・日常生活に必要な不可欠な生活交通の確保</li> <li>・街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携</li> </ul> <p>○連携と交通を支える総合的な交通ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通・物流を担う人材の確保・育成</li> <li>・国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築</li> <li>・交通インフラ整備と自動運転や MaaS 等との連動</li> </ul>
<p>○北海道交通政策総合指針 -平成 3 年度 から令和 12 年度</p>	<p>○シームレス交通戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上</li> <li>・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革</li> </ul> <p>○地域を支える人・モノ輸送戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における最適な交通モードの検討</li> </ul> <p>○ウィズコロナ戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で失われた交通需要の回復</li> <li>・非接触型サービスの拡大による移動の質の向上</li> <li>・社会背景・住民ニーズを踏まえたサービス持続性の確保</li> </ul>
<p>○第3次南北海道定住自立圏 共生ビジョン -令和 6 年度 から令和 10 年度</p>	<p>○圏域内における公共交通手段の維持および確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線の維持・確保を図るため、運行事業者に対する支援等を実施</li> </ul>

Positioning (計画の位置づけ)

- ・地域の実情に応じた交通ネットワークの構築 (地域における最適な交通モードの検討)
- ・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革
- ・圏域内を結ぶ路線バス等の生活路線の維持・確保



(IV) 上位・関連計画から整理する当町の公共交通に求められる役割

本計画に係る法律や上位・関連計画から当町の公共交通に求められる役割について整理すると、当町のまちづくりの指針となる「第6次江差町総合計画」で示されている「まちづくりと一体となった地域の足づくり」が挙げられ、この役割を実現するために、「交通弱者支援の検討」や「交通・交流拠点の創出」が必要となっています。

加えて、公共交通網の維持に向けては、町民に加え、当町への来訪者なども利用したいと思える公共交通網として、「2次交通の確保」や「奥尻離島航路の維持」など、関係する交通の確保が必要となっています。

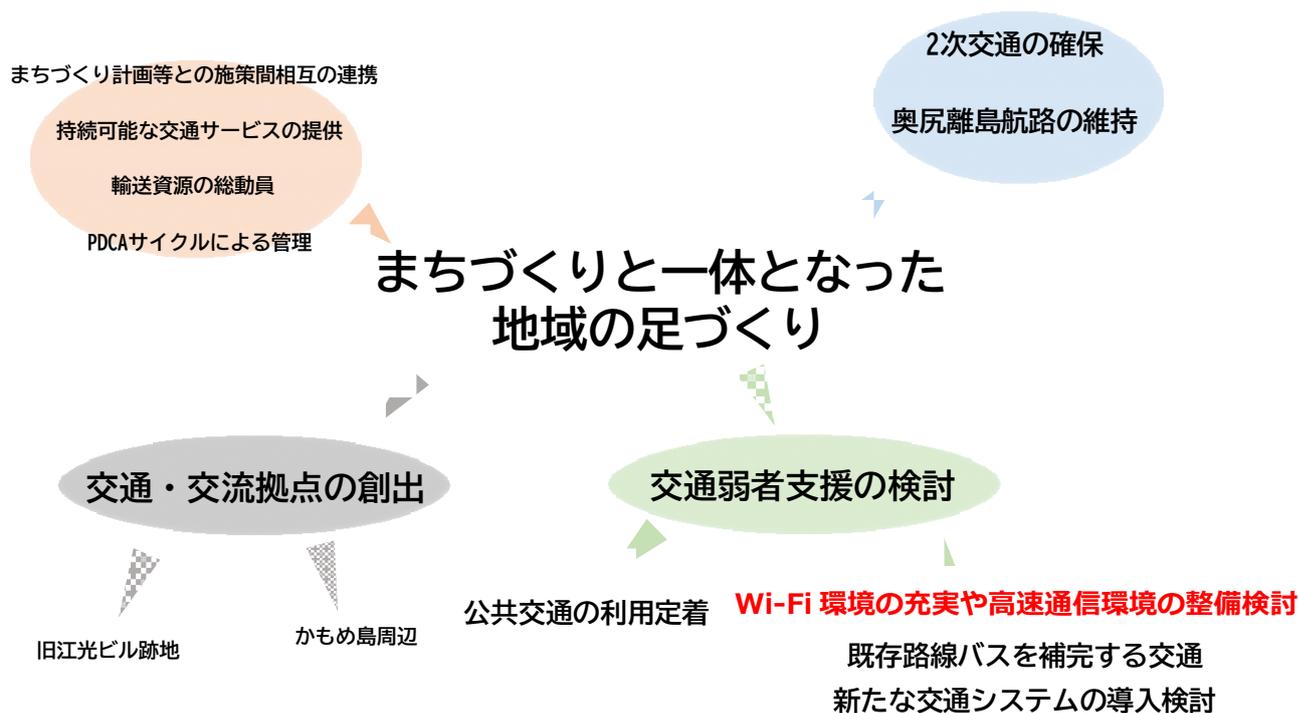


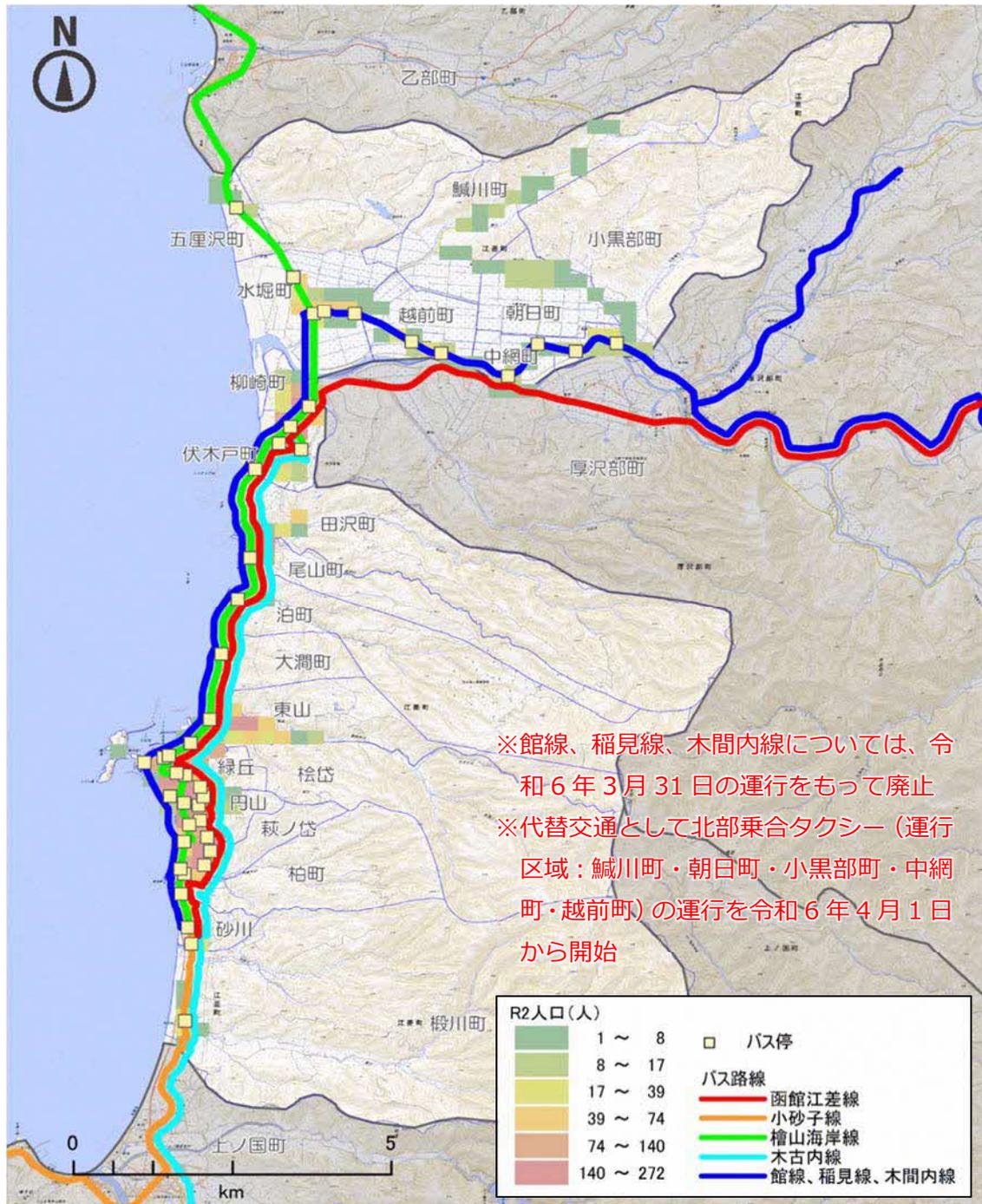
図 1-8 上位・関連計画等から整理する当町の公共交通に求められる役割



### 3.2 公共交通体系の状況

当町内を運行する公共交通は、函館バス株式会社が運行する民間バス路線が国道を中心に運行しており、これらを補完する公共交通として、有限会社桧山ハイヤーが運行するハイヤー事業及び事前予約制乗合タクシー、各種団体が運行する福祉有償運送、当町が運行する福祉バス、江差町教育委員会による生涯学習バスが運行しています。

このほか、江差港と奥尻港を結ぶ江差～奥尻島航路（フェリー）や当町の小学生及び中学生の通学の足を確保するスクールバスが運行しています。



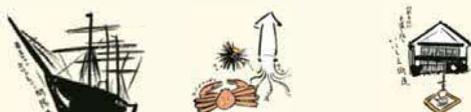
出典：R2 国勢調査

図 3-2 当町内を運行する民間バス路線図



表 3-1 町内を運行する公共交通の運行状況

交通機関名		運行区間			運行便数
民間 バス路線	函館・江差線 (610 系統)	江差ターミナル	→	函館バスセンター	5 便
		函館バスセンター	→	江差ターミナル	5 便
	江差小砂子線 (621 系統)	江差ターミナル	→	原口漁港前	3 便
		原口漁港前	→	江差ターミナル	3 便
	江差小砂子線 (622 系統)	江差ターミナル	→	小砂子	1 便
		小砂子	→	江差ターミナル	2 便
	桧山海岸線 (624 系統)	江差ターミナル	→	熊石	6 便
		熊石	→	江差ターミナル	6 便
江差・木古内線 (631・632 系統)	江差病院前/江差高校前	→	木古内駅前	6 便	
	木古内駅前	→	江差病院前/江差高校前	6 便	
ハイヤー事業	町内を発地、着地のいずれかとする、予約に応じて自宅と目的地間などをドア・トゥ・ドアで運行				-
フェリー ※ゴールデンウィーク及び夏期の期間 1 日各 2 便を運行	江差港	→	奥尻港	1 便	
	奥尻港	→	江差港	1 便	
福祉有償運送	身体障がい者等の他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でバスその他の公共交通機関を利用することが困難な者を対象に運行				-
福祉バス	老人クラブ等の地域のコミュニティ活動に活用				-
生涯学習バス	社会教育及び学校教育活動に関する研修時に活用				
北部乗合タクシー	館線、稲見線、木間内線の代替交通として、町北部の「鯺川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町」を対象に、「自宅」と「江差高校」、「江差病院」の間を運行				
事前予約制乗合タクシー	町北部の「船越、鯺川神社前、鯺川西、旧朝日小学校、万寿山、小黒部バス停」を結ぶ区間を運行				
スクールバス	町内の小中学生を対象に、朝日便、日明便、柳崎便の 3 系統を運行				3 便

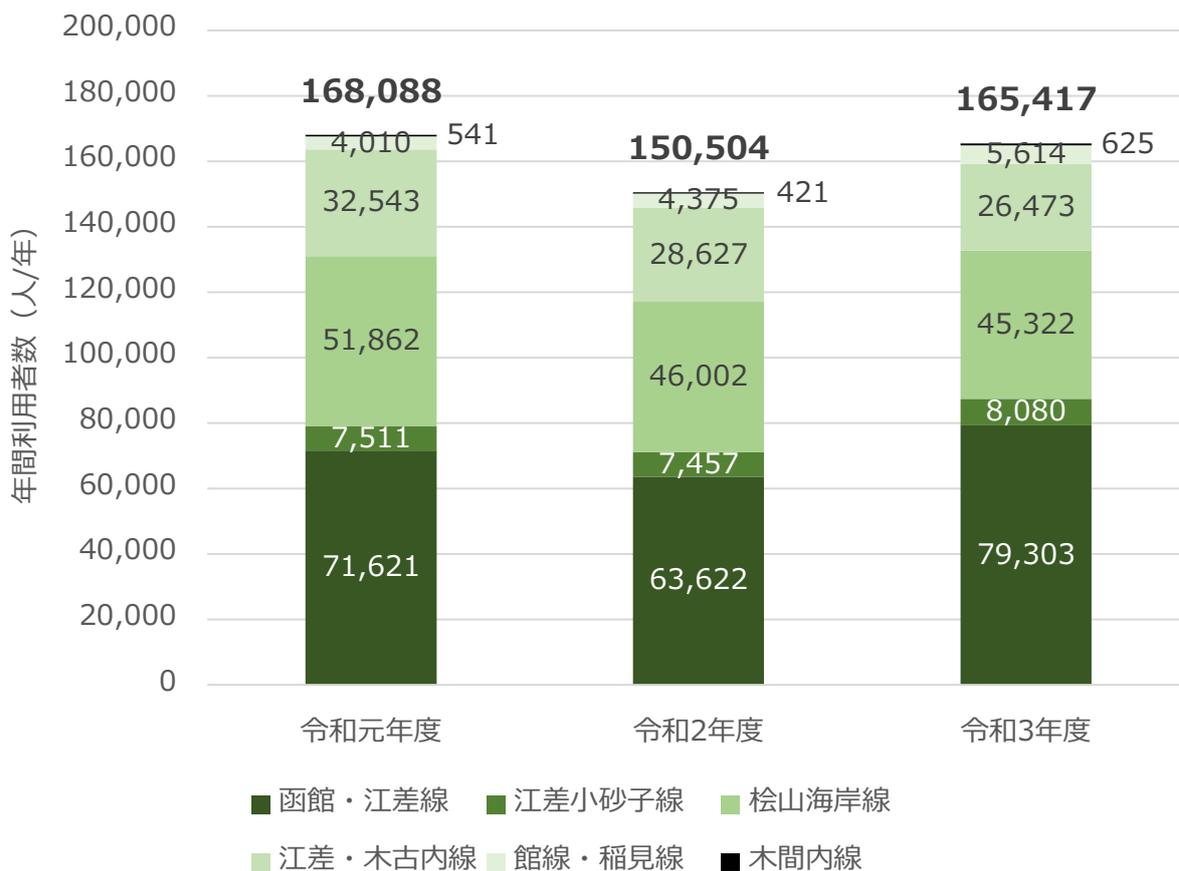


(I) 民間バス路線

(I)-i 年間利用者数の推移

当町の民間バス路線は、函館バス株式会社により、7路線16系統が運行されており、令和3年度実績で年間利用者数165,417人であり、その利用者数は年々減少傾向となっています。

特に利用者数が少ない路線は、当町と厚沢部町間を運行する館線、稲見線及び木間内線であり、抜本的な見直しも含め再編を行う必要があります。



出典：函館バス株式会社

図 3-3 民間バス路線の年度別利用者数推移

※館線、稲見線、木間内線については、令和6年3月31日の運行をもって廃止



**(IV)-iii 生涯学習バス**

江差町教育委員会では、町民の社会教育及び学校教育活動に関する研修時の移動支援として、生涯学習バスを運行しており、年間 3,000 人以上の町民の支援を行ってきましたが、令和 2 年度以降においては新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が大きく減少しています。

表 3-5 生涯学習バスの運行状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運行回数	139 回	187 回	79 回	90 回
実稼働日数	121 日	158 日	76 日	80 日
乗車延人数	3,799 人	4,814 人	1,253 人	1,535 人

**(IV)-iv 北部乗合タクシー**

江差町では、令和 6 年 3 月 31 日の運行をもって廃止となった、館線、稲見線、木間内線の代替交通として、令和 6 年 4 月 1 日より、有限会社松山ハイヤーへの運行委託により、北部乗合タクシーの運行を開始しました。

北部乗合タクシーは、「臈川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町」にお住まいの住民を対象とした、自宅の前で乗り降りできる新しい交通サービスで、複数の人と乗り合いながら「自宅」と「江差高校」「江差病院」の間を松山ハイヤーの車両が送迎しています。

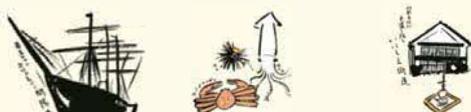
**(IV)-v 事前予約制乗合タクシー**

有限会社松山ハイヤーでは、広範囲で交通空白地域となっている町北部において、居住者の移動の足を確保することを目的に、事前予約制の乗合タクシーを運行しています。

年間の利用者数は 100 人超であり、居住者のうち、自家用車を運転することができず最寄りのバス停までの移動も困難な町民の足の確保として一定の役割を担っているものの、利用者数は減少傾向となっていることから、町民の移動実態に即したサービスの見直しが必要です。

表 3-6 事前予約制乗合タクシーの運行状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運行回数	113 回	134 回	104 回	68 回
利用者数	125 人	153 人	121 人	81 人
月平均利用者数	10.42 人/か月	12.75 人/か月	10.08 人/か月	6.75 人/か月



#### (IV)-vi スクールバス

当町の中で、小中学校が統廃合となった旧朝日小中学校区及び旧日明小中学校区に居住する児童・生徒の通学の足の確保を目的に、町立江差北小学校及び町立江差北中学校までのスクールバスを3路線運行しています。

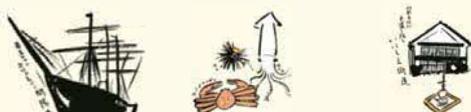
小中学校が統廃合となった地域に居住する児童・生徒の重要な移動手段として今後も確保し続ける一方で、スクールバス運行に要している経費は年々増加の一途を辿っていることから、今後はスクールバス運行の最適化について検討していくことが必要です。

表 3-7 スクールバスの運行概要

対象者	旧朝日小中学校区及び旧日明小中学校区に居住する児童・生徒
路線数	3路線（旧朝日小中学校区1路線、旧日明小中学校区2路線）
運行台数	大型バス3台、ジャンボハイヤー1台
委託先	函館バス株式会社、有限会社桧山ハイヤー

#### Keyword（課題）

- ・福祉有償運送事業の継続化に向けた取組の検討
- ・スクールバス運行の最適化の検討

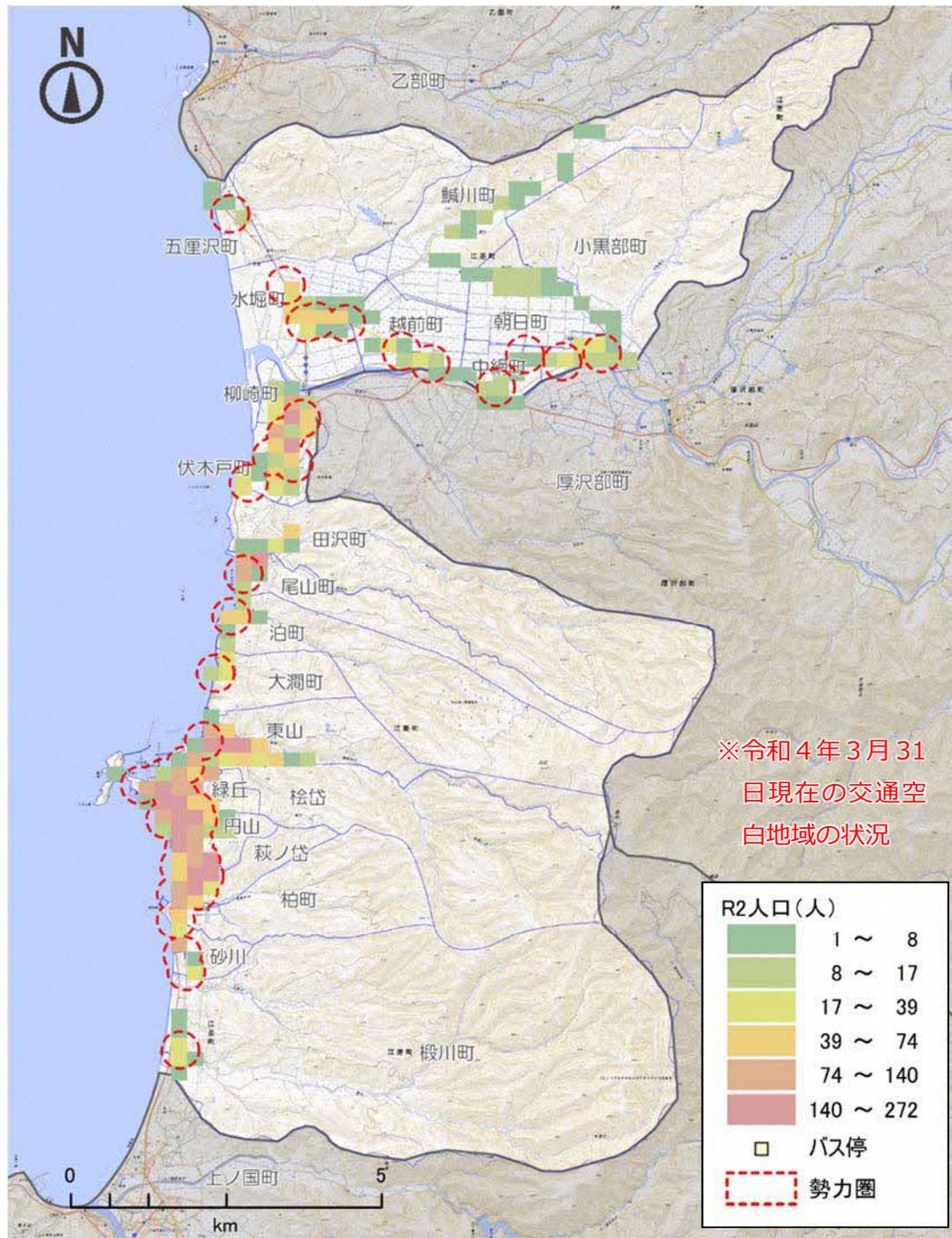


### 3.3 交通空白地域の整理

#### (I) 交通空白地域の状況

当町の交通空白地域（函館バス株式会社のバス停から半径 300m 以上離れた地域）の状況を整理すると、当町の市街地にあたる下町地区（新栄町・愛宕町・豊川町・東山・絵岱・中歌町・姥神町・津花町）において、交通空白地域の居住人口が多くなっています。

また、下町地区と商業施設等が集積する柳崎町との間に位置する日明地区（大潤町・泊町・尾山町・田沢町・伏木戸町）において、バス停間に位置する居住地が交通空白地域となっています。



出典：R2国勢調査

図 3-28 交通空白地域の状況



当町の北部（柳崎町・水堀町・五厘沢町・越前町・中網町・小黒部町・朝日町・鯨川町）においても交通空白地域が広く分布しておりますが、函館バス株式会社の民間バス路線が運行していない地域においては、事前予約制乗合タクシーが運行しており、函館バス株式会社の民間バス路線と乗合タクシーが補完する関係性で地域の足を確保している状況です。

なお、当町の北部で運行をしてきた函館バス株式会社の館線、稲見線、木間内線は、令和6年3月31日をもって運行廃止となり、その代替交通として、当町独自の交通施策として「北部乗合タクシー」の運行を開始し、地域の足を確保している状況です。

表 3-8 交通空白地域への居住状況

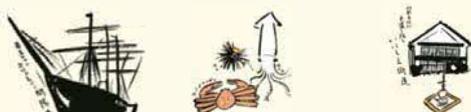
	五勝手	上町	下町	日明	北部	合計
人口総数 (人)	1,248	2,113	1,621	1,034	1,412	7,428
交通空白地域人口 (人)	1,113	1,967	802	564	1,006	5,452
交通空白地域人口割合 (%)	89.2	93.1	49.5	54.5	71.2	73.4

出典：R2 国勢調査

※令和4年3月31日現在の交通空白地域の状況

Keyword (課題)

・交通空白地域への対応



(III) 将来像

基本目標に基づく各種事業の実施等、当町で展開していく事業の実施箇所等を表現した将来像を以下の通り整理します。

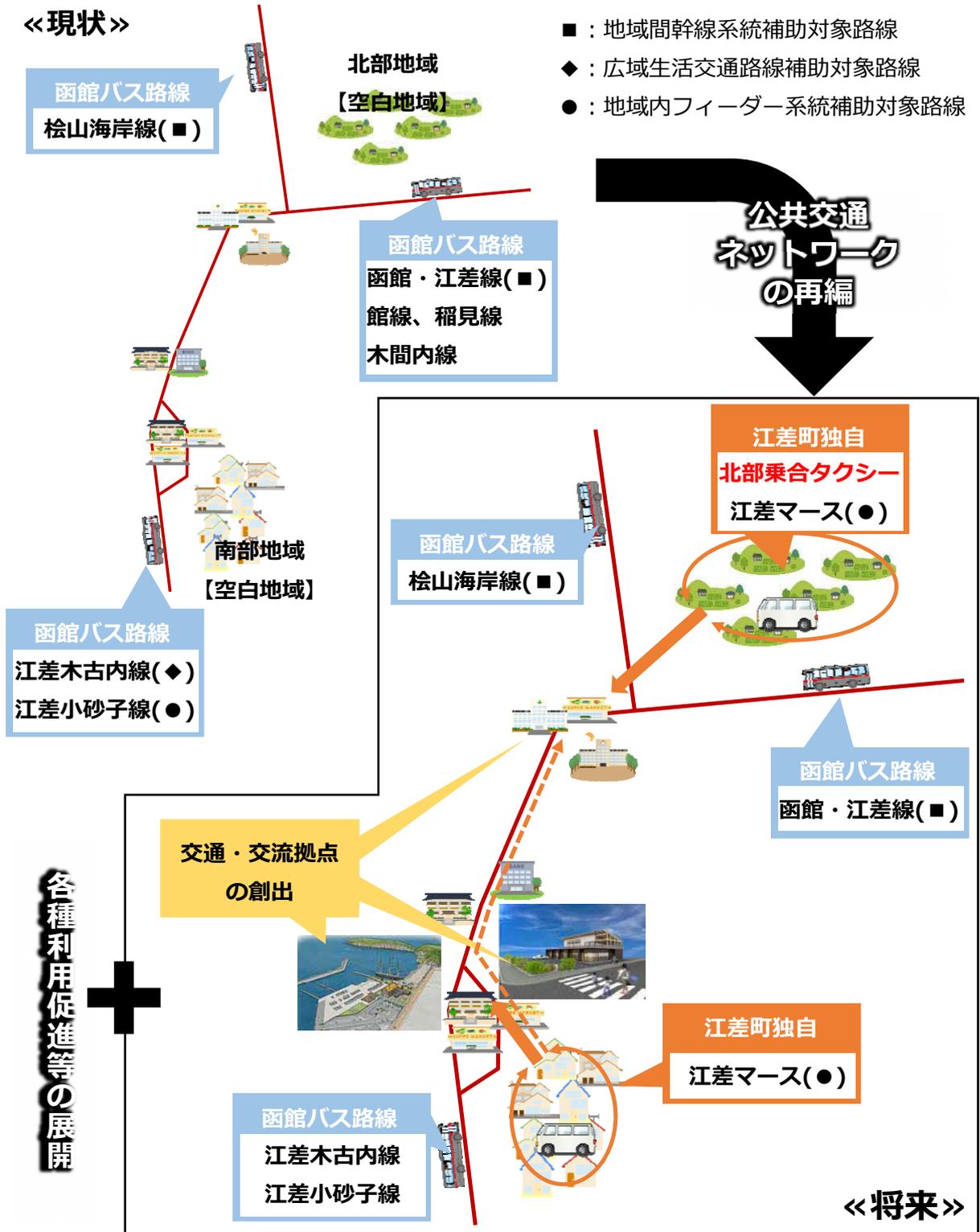


図 5-1 江差町地域公共交通計画における将来像



## (IV) 本計画に基づき維持確保を行う公共交通の役割

町内を運行する函館バス株式会社の民間バス路線（基幹的・準基幹的広域バス路線）、ハートランドフェリー株式会社が運航するフェリーに加え、当町の近隣自治体から乗車可能な新幹線やJR等の民間事業者による公共交通、当町独自で移動支援を行っているもしくは本計画に基づき確保を行う交通の役割について、以下に整理します。

表 5-1 本計画に基づき維持確保を行う公共交通の役割 (1/2)

交通機関		当町における役割等	主な 運行区域
新幹線		本州への公共交通の主軸であり、東北・東京方面への早く広域的な移動を支える役割を担う。当町から新幹線を利用する場合は、新函館北斗駅もしくは木古内駅まで移動する必要がある。	町外
JR		道内移動における公共交通の主軸であり、札幌方面への広域的な交通のほか、道南圏域での生活移動を支える役割を担う。当町から利用する場合、最寄り駅となる新函館北斗駅もしくは八雲駅まで移動する必要がある。	町外
広域 交通	基幹的 広域バス路線	道南圏域の中心市である函館市や新幹線駅が立地する北斗市・木古内町への公共交通であり、町民の生活交通及び町外からの来訪者の生活・観光移動を支える役割を担う。	町内外
	準基幹的 広域バス路線	檜山振興局管内の各自治体を中心に結ぶ公共交通であり、町民の生活交通及び町外からの来訪者の生活移動を支える役割を担う。	町内外
フェリー		当町と奥尻島を結ぶ航路として運航しており、奥尻町民や奥尻島への来訪者の移動を支える役割を担う。	町内外
江差マース		当町の地理的特性（急勾配の坂道や農村部における散居形態の集落形成）などを考慮し、町内の効率的かつ利便性の高い公共交通として、町民等の近距離における生活移動を支える役割を担う。	町内
福祉有償運送		町内外の移動手段として、身体障がい者等の他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でバスその他の公共交通機関を利用することが困難な者の生活移動を支える役割を担う。	町内外
福祉バス		町民のコミュニティ活動を支える役割を担う。	町内
生涯学習バス		町民の社会教育及び学校教育活動に関する移動の役割を担う。	町内外
北部乗合タクシー		当町北部の館線、稲見線、木間内線が廃止となった地域において、居住者の移動の足を確保する役割を担う。	町内



表 5-2 本計画に基づき維持確保を行う公共交通の役割 (2/2)

スクールバス	小中学校が統廃合となった地域の通学支援としての役割を担う。	町内外
ハイヤー	上記公共交通では確保できない需要等を支える役割を担う。	町内

## (V) 本計画における公共交通の主なターゲット（利用者）

本計画に基づき維持確保を行う公共交通のターゲット（利用者）としては、町民や当町へ来訪者する方などが利用できる公共交通網として構築をしていきますが、特に早期に移動の足を確保すべきターゲット（利用者）としては、自家用車を保有せず自力で移動を行うことが困難な方（交通弱者）であり、学生や高齢者が挙げられます。

したがって、本計画で実施していく事業としては、これら交通弱者支援を最優先事業とし、人手・予算等の資源を適切に配分・確保しながら着実に事業を実施していきます。

なお、事業展開を行う際、持続性の観点を踏まえ、町民のみならず、観光客や奥尻町民等の来訪者も利用対象者とするなど、幅広い利用者を取り込みながら、将来に渡り維持確保可能な交通体系の構築を目指します。

表 5-3 本計画における公共交通の主なターゲット（利用者）の整理

利用者分類	課題	優先順位
一般住民	自家用車への依存が強く、公共交通利用に繋がっていない	優先的に確保
学生 (交通弱者)	路線バスの定期券代が高いなどの影響から家族による送迎が主	最優先で確保
高齢者 (交通弱者)	非運転者の足の確保や冬期における安全な移動手段の確保が必要	最優先で確保
要介護・要支援	福祉有償運送の運営継続化の問題解決が必要	優先的に確保
観光客等の来訪	町内観光施設へのアクセスが不便な施設も存在	学生・高齢者の足を確保していく中で附属的に確保
奥尻町民	当町内での公共交通の移動が待ち時間等の関係から不便	学生・高齢者の足を確保していく中で附属的に確保



**基本目標 i** 先進技術を活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

事業2	民間バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題
		1	2	3	4	5
		●			●	●

事業内容	<p>・江差マースなどの新たな事業を実施していく上で、昨今の社会課題となっている担い手不足への対応を踏まえ、運転手や車両等の輸送資源を確保していくことが必要となります。</p> <p>・そこで、現在の民間バス路線や当町交通事業の見直しを行い、新たな事業を実施する上で必要となる、輸送資源の確保を行っていきます。</p> <p>・なお、当町内を運行している民間バス路線においては、当町内で完結する路線とはなっておらず、近隣自治体とも連携して運行継続を行ってきたことから、路線再編に向け、必要な協議については、函館バス株式会社に加え、近隣自治体とも並行して協議を行いながら、見直しを行うこととします。</p>	<p><b>表 6-1 当町内を運行するバス路線利用者数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名 (系統名)</th> <th>日当たり利用者数 (人/日)</th> <th>便当たり利用者数 (人/便)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函館・江差線 (610系統)</td> <td>235</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>江差小砂子線 (621系統)</td> <td>12</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>江差小砂子線 (622系統)</td> <td>13</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>桧山海岸線 (624系統)</td> <td>175</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>江差・木古内線 (631・632系統)</td> <td>110</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>館線 (641～644系統)</td> <td>15</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>館線 (661・662系統)</td> <td>17</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>稲見線 (651～653系統)</td> <td>12</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>木間内線 (663系統)</td> <td>3</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：令和4年度乗降調査結果</p>	路線名 (系統名)	日当たり利用者数 (人/日)	便当たり利用者数 (人/便)	函館・江差線 (610系統)	235	23.5	江差小砂子線 (621系統)	12	2.0	江差小砂子線 (622系統)	13	4.3	桧山海岸線 (624系統)	175	14.6	江差・木古内線 (631・632系統)	110	9.2	館線 (641～644系統)	15	3.8	館線 (661・662系統)	17	4.3	稲見線 (651～653系統)	12	3.0	木間内線 (663系統)	3	3.0
	路線名 (系統名)	日当たり利用者数 (人/日)	便当たり利用者数 (人/便)																													
函館・江差線 (610系統)	235	23.5																														
江差小砂子線 (621系統)	12	2.0																														
江差小砂子線 (622系統)	13	4.3																														
桧山海岸線 (624系統)	175	14.6																														
江差・木古内線 (631・632系統)	110	9.2																														
館線 (641～644系統)	15	3.8																														
館線 (661・662系統)	17	4.3																														
稲見線 (651～653系統)	12	3.0																														
木間内線 (663系統)	3	3.0																														
	<p>・日当たり利用者数が少ない傾向にあった、館線、稲見線、木間内線については、令和6年3月31日の運行を持って廃止することが決定され、その代替交通として、町内北部（鯨川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町）を対象の北部乗合タクシーの運行を令和6年4月1日から開始します。</p> <p>・なお、北部乗合タクシーの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費を充当していくこととします。</p>																															



	--- # 北部乗合タクシー運行概要の整理 ・ 運行日 : 平日の月曜日から金曜日 ・ 運行時間 : 【行き】 自宅 → 江差高校 → 江差病院 1便 7:45 発、 3便 13:30 発 【帰り】 江差病院 → 江差高校 → 自宅 2便 12:30 発、 4便 16:00 発 ・ 運行形態 : 自家用有償旅客運送 (運行主体: 江差町、運行業務委託: 有限会社 桧山ハイヤー) ・ 運行区域 : 町内北部 (鰯川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町) を対象 ・ 旅客の範囲 : 江差町内に居住する住民及び町外からの訪問者 ・ 運行車両 : 桧山ハイヤー所有ジャンボハイヤー (乗客定員 8 名) 1 台 ---						
実施主体	江差町、バス事業者、タクシー事業者、法定協議会						
実施エリア	江差町全域						
実施年度	取組	取組事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1	函館バス株式会社との協議	●	◎	◎	◎	◎
	2	有限会社桧山ハイヤーとの協議	●	◎	◎	◎	◎
	3	関係自治体との協議	●	◎	◎	◎	◎
	4	民間バス路線の見直し		●	◎	◎	◎

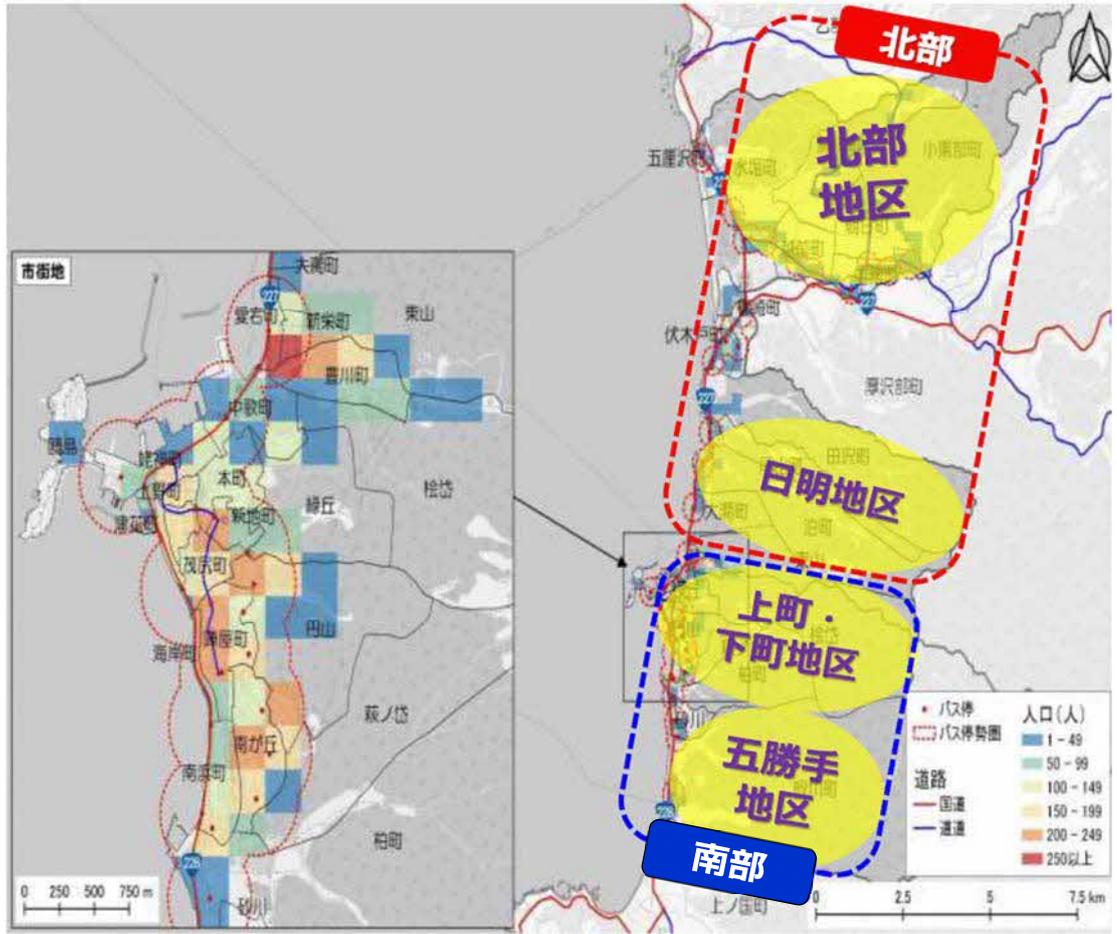
○ : 検討、● : 実施、◎ : 継続実施



基本 目標 i	先進技術を活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保					
事業3	江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施	重点課題 1	重点課題 2	重点課題 3	重点課題 4	重点課題 5
事業 内容	<p>・令和3年度及び令和4年度に実証実験を行ってきました、江差マースについて、これまでの町民等の利用者意見や利用実態を踏まえ、本格運行に実施に向けた準備を進め、準備が完了し次第、本格運行を行います。</p> <p>・本格運行に向け、令和4年度に実施した実証実験では、運賃を無償とし実施しており、有償とした場合の効果検証を令和5年度に実施します。</p> <p>・令和5年度の有償による実証実験を行い、効果検証を行った後、本格運行に向けた各種申請などを行い、本格運行を行います。</p> <p>・江差マースを本格運行する上では、基本目標i-事業1及び2のように、これまで当町で行ってきた交通事業や民間バス路線の見直しを行い、事業実施に必要な予算及び運転手等の人材確保など輸送資源の確保を行うことが必要です。</p> <p>・なお、江差マースの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費や特別交付税の活用のほか、国土交通省の地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）を活用するなど、継続的な運行に必要な財源の確保を行います。</p> <p>---</p> <p># 江差マース運行概要の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行日 : 月曜日・火曜日・木曜日の週3日運行</li> <li>・運行時間 : 9:00~17:00 (13:00~13:30は運休)</li> <li>・運行形態 : 自家用有償旅客運送 (運行主体: 江差町、運行業務委託: 有限会社松山ハイヤー)</li> <li>・運行区域 : 江差町全域 (登録した自宅及び町内90箇所の乗降地点間の運行)</li> <li>・旅客の範囲: 江差町内に居住する住民及び町外からの訪問者</li> <li>・運行車両 : 松山ハイヤー所有ジャンボハイヤー (乗客定員8名) 1台</li> </ul> <p>---</p>					
		 <p>図 6-4 令和4年度江差マース実証実験 町内利用者による乗車状況</p>				

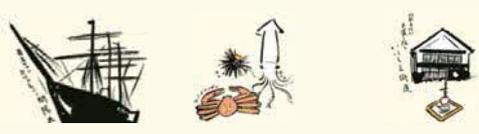


・運行区域図



実施 主体	江差町、バス事業者、タクシー事業者、法定協議会						
	実施 エリア						
実施 年度	取組	取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1	有償による実証実験に向けた効果検証・各種申請・準備	●				
	2	有償による実証実験の実施		●			
	3	江差マース本格運行に向けた各種申請・準備		●	◎	◎	◎
4	江差マース本格運行			●	◎	◎	◎

○：検討、●：実施、◎：継続実施

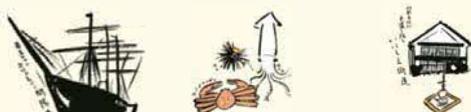


### 6.3 事業の進捗状況を評価する指標及び計測方法

当町における持続可能な公共交通体系の構築と、本計画に位置付けた各施策の進捗確認に向け、以下の評価指標を設定します。評価指標については、毎年、協議会において、実績データ、アンケート調査データ等を用いて達成状況を評価し、進捗状況を管理していきます。

#### (I) 基本目標 i に紐づく評価指標

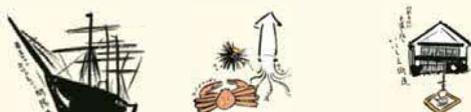
基本目標 i		先進技術を活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保				
評価指標 1	江差マースの利用者数					
目標設定の考え方、計測方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度及び令和4年度に運賃を無償とした実証実験を実施し、令和5年度は、運賃を有償とした実証実験の実施を予定しており、令和5年度以降に運賃を有償とした本格運行の実施を想定しています。</li> <li>そのため、令和5年度の実証実験時の利用者数を現状値として整理するとともに、その利用者数をもとに目標値を設定することとします。</li> <li>目標値は、毎年度1日あたりの利用者数を算出し、把握することとします。</li> </ul>					
現状値	目 標 値					
令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
8.2人/日	-	10.0人/日	10.0人/日	10.0人/日	10.0人/日	
評価指標 2	江差マースの収支率					
目標設定の考え方、計測方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価指標1と同様に、令和4年度までは実証実験での運行となっているため、令和5年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、本格運行における収支状況をもとに、収支率を算出し、目標値を設定することとします。</li> <li>目標値は、毎年度の運賃収入、運行経費をもとに収支率を算出し、把握することとします。</li> </ul>					
現状値	目 標 値					
令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
4.9%	-	5.4%	5.4%	5.4%	5.4%	



評価指標 3	江差マースに係る収益循環の金額				
目標設定の考え方、計測方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価指標 1 及び 2 と同様に、令和 4 年度までは実証実験での運行となっているため、令和 5 年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、江差マースの本格運行により、増額となることが予想される地域応援型 EZOCA（地域還元金）を収益循環の金額として、目標値を設定します。</li> <li>・目標値は、毎年度の収益循環の金額で把握することとします。</li> </ul>				
現状値	目 標 値				
令和 5 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
835,381 円	-	850,000 円	850,000 円	850,000 円	850,000 円

評価指標 4	当町の交通施策に対する公的資金投入額				
目標設定の考え方、計測方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当町で実施している交通事業に要している経費は年々、増加傾向にあり、計画推進期間中も増加が見込まれるため、これまでの公的資金投入額の推移を踏まえた、増加率を設定し、目標値を設定します。</li> <li>・また、事業 1 で、当町交通事業の最適化に向けた見直しを実施のほか、事業 3 で、令和 6 年度から江差マースの本格運行を想定しているため、これら事業の実施による効果を含めた公的資金投入額の推計値を算出し、その数値を下回ることを目標に、経費の最適化を図ります。</li> <li>・目標値は、毎年度の事業決算額で把握することとします。</li> </ul>				
現状値	目 標 値				
令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
58,770 千円/年	60,374 千円以下	73,125 千円以下	74,338 千円以下	75,571 千円以下	76,825 千円以下

評価指標 5	福祉有償運送事業者との協議回数				
目標設定の考え方、計測方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業 4 の実施内容を踏まえ、福祉有償運送事業者間の協議を行う場として、江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織である分科会に、新たに福祉部会を立ち上げ、この部会の中で、継続的に協議を行います。</li> <li>・目標値については、この部会での協議を年に 2 回以上を行うことを継続していくことを設定します。</li> <li>・目標値は、毎年度の江差町地域公共交通活性化協議会分科会（福祉部会）の開催状況により、把握することとします。</li> </ul>				
現状値	目 標 値				
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
0 回/年	2 回/年以上	2 回/年以上	2 回/年以上	2 回/年以上	2 回/年以上



函館バス 江差町内主要停留所現行ダイヤ【下り】

赤字：日曜祝日運休

	系統	行先	江差 ターミナル	五 勝 手	陣 屋 団 地	運 動 公 園 前	南 が 丘 団 地	円 山 町	新 地 町	開 陽 丸 記 念 館	姥 神 町 フ ェ リ ー 前	中 歌 町	愛 宕 町	尾 山	伏 木 戸	江 差 病 院 前	江 差 高 校 前	江 差 高 校 入 口	水 堀	小 黒 部
1	624	熊石	5:25	-	5:30	-	-	-	5:33	-	5:36	5:37	5:38	5:44	5:46	5:48	-	5:49	5:53	-
2	610	函館	5:50	5:53	-	5:54	5:55	5:58	5:59	-	6:02	6:03	6:04	6:09	6:11	6:12	-	6:14	-	-
3	624	熊石	7:22	-	7:27	-	-	-	7:30	-	7:33	7:34	7:35	7:41	7:43	7:45	7:47	7:49	7:53	-
4	631	江差高校	7:42	7:45	-	7:46	7:47	7:50	7:51	-	7:54	7:55	7:56	8:01	8:03	8:04	8:08	-	-	-
5	610	函館	7:55	7:58	-	7:59	8:00	8:03	8:04	-	8:07	8:08	8:09	8:14	8:16	8:17	-	8:19	-	-
6	624	熊石	8:38	-	8:43	-	-	-	8:46	-	8:49	8:50	8:51	8:57	8:59	9:01	-	9:02	9:06	-
7	632	江差病院	10:39	10:42	-	10:43	10:44	10:47	10:48	10:52	10:54	10:55	10:56	11:01	11:03	11:08	-	-	-	-
8	610	函館	11:05	11:08	-	11:09	11:10	11:13	11:14	-	11:17	11:18	11:19	11:24	11:26	11:27	-	11:29	-	-
9	624	熊石	12:00	-	12:05	-	-	-	12:08	-	12:11	12:12	12:13	12:19	12:21	12:23	-	12:24	12:28	-
10	631	江差病院	12:50	12:53	-	12:54	12:55	12:58	12:59	-	13:02	13:03	13:04	13:09	13:11	13:16	13:20	-	-	-
11	610	函館	15:12	15:15	-	15:16	15:17	15:20	15:21	-	15:24	15:25	15:26	15:31	15:33	15:34	-	15:36	-	-
12	624	熊石	15:47	-	15:52	-	-	-	15:55	-	15:58	15:59	16:00	16:06	16:08	16:10	16:12	16:14	16:18	-
13	631	江差病院	16:28	16:31	-	16:32	16:33	16:36	16:37	-	16:40	16:41	16:42	16:47	16:49	16:54	-	-	-	-
14	624	熊石	17:35	-	17:40	-	-	-	17:43	-	17:46	17:47	17:48	17:54	17:56	17:58	18:00	18:02	18:06	-
15	631	江差病院	18:13	18:16	-	18:17	18:18	18:21	18:22	-	18:25	18:26	18:27	18:32	18:34	18:39	-	-	-	-
16	610	函館	18:46	18:49	-	18:50	18:51	18:54	18:55	-	18:58	18:59	19:00	19:05	19:07	19:08	-	19:10	-	-
17	631	江差病院	19:35	19:38	-	19:39	19:40	19:43	19:44	-	19:47	19:48	19:49	19:54	19:56	20:01	-	-	-	-

函館バス 江差町内主要停留所現行ダイヤ【上り】

赤時：日曜祝日運休 黄：令和6年度新規就航路線

系統	始点	小 黒 部	水 堀	江 差 高 校 前	江 差 高 校 入 口	江 差 病 院 前	伏 木 戸	尾 山	愛 宕 町	中 歌 町	姥 神 町 フ エ リ ー 前	開 陽 丸 記 念 館	新 地 町	円 山 町	南 が 丘 団 地	運 動 公 園 前	陣 屋 団 地	五 勝 手	江 差 タ ー ミ ナ ル	
1	631	江差病院	木古内駅前			6:05	6:06	6:08	6:13	6:14	6:15	-	6:18	6:19	6:22	6:23	-	6:24	6:28	
2	631	江差病院	木古内駅前			7:10	7:11	7:13	7:18	7:19	7:20	-	7:23	7:24	7:27	7:28	-	7:29	7:33	
3	624	熊石	-	8:02	8:07	8:09	8:10	8:11	8:13	8:19	8:20	8:21	-	8:24	-	-	8:27	-	8:32	
4	610	函館	-	-	-	8:56	8:57	8:58	9:00	9:06	9:07	9:08	-	9:11	9:12	9:15	9:16	-	9:17	9:20
5	624	熊石	-	10:02	-	10:06	10:07	10:08	10:10	10:16	10:17	10:18	-	10:21	-	-	-	10:24	-	10:29
6	631	江差病院	木古内駅前			10:40	10:41	10:43	10:48	10:49	10:50	-	10:53	10:54	10:57	10:58	-	10:59	11:03	
7	624	熊石	-	11:15	-	11:19	11:20	11:21	11:23	11:29	11:30	11:31	-	11:34	-	-	11:37	-	11:42	
8	610	函館	-	-	-	12:12	12:13	12:14	12:16	12:22	12:23	12:24	-	12:27	12:28	12:31	12:32	-	12:33	12:36
9	632	江差高校前	-	-	12:18	12:19	12:20	12:21	12:23	12:28	12:29	12:30	12:32	12:36	12:37	12:40	12:41	-	12:42	12:46
10	633	江差高校前	-	-	13:35	13:36	13:37	13:38	13:40	13:45	13:46	13:47	-	13:50	13:51	13:54	13:55	-	13:56	14:00
11	624	熊石	-	15:17	15:22	15:24	15:25	15:26	15:28	15:34	15:35	15:36	-	15:39	-	-	-	15:42	-	15:47
12	610	函館	-	-	-	15:36	15:37	15:38	15:40	15:46	15:47	15:48	-	15:51	15:52	15:55	15:56	-	15:57	16:00
13	631	江差高校前	木古内駅前		15:45	15:46	15:47	15:48	15:50	15:55	15:56	15:57	-	16:00	16:01	16:04	16:05	-	16:06	16:10
14	610	函館	-	-	-	17:12	17:13	17:14	17:16	17:22	17:23	17:24	-	17:27	17:28	17:31	17:32	-	17:33	17:36
15	631	江差高校前	木古内駅前		18:13	18:14	18:15	18:16	18:18	18:23	18:24	18:25	-	18:28	18:29	18:32	18:33	-	18:34	18:38
16	624	熊石	-	18:27	-	18:31	18:32	18:33	18:35	18:41	18:42	18:43	-	18:46	-	-	-	18:49	-	18:54
17	624	熊石	-	20:15	-	20:19	20:20	20:21	20:23	20:29	20:30	20:31	-	20:34	-	-	-	20:37	-	20:42
18	610	函館	-	-	-	21:03	21:04	21:05	21:07	21:13	21:14	21:15	-	21:18	21:19	21:22	21:23	-	21:24	21:27

## 江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和3年8月17日  
告示第65号

### (目的)

第1条 江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性及び運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 地域公共交通計画に位置付けられた事業等の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認める事項

### (協議会の構成員等)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 江差町副町長
  - (2) 一般旅客自動車運送事業者が指名する者
  - (3) 利用者又は住民の代表
  - (4) 北海道檜山振興局長又はその指名する者
  - (5) 北海道運輸局函館運輸支局長又はその指名する者
  - (6) 町内において現に（公共交通空白地又は福祉）有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表が指名する者
  - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
  - (8) 道路管理者又はその指名する者
  - (9) 北海道函館方面江差警察署長又はその指名する者
  - (10) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員により新たになった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員のうち、行政機関等の職員については、その職にある期間とする。
- 5 委員は無報酬とする。

### (協議会の運営)

第4条 協議会に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 監事 2名
- 2 会長は、江差町副町長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

- 5 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 委員は、協議会への出席及び議決権の行使を行う。
- 8 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 委員は、都合により協議会を欠席する場合、その委員の権限を代理する者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 10 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 11 協議会の議決は、出席した委員の多数決で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。ただし、会長が適当と認めるときは、協議会を開催することなく、書面による議決を行うことができる。
- 12 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。
- 13 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、江差町まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会で行う事業等に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算及び決算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年8月17日から施行する。
- 2 江差町地域公共交通会議設置要綱（平成29年告示第2号）は、廃止する。

# 江差町地域公共交通活性化協議会事務局規程

令和3年8月17日  
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条第3項の規定に基づき、江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 設置要綱第8条に規定する事務局には、事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長には、江差町まちづくり推進課長を、事務局員には、江差町まちづくり推進課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、江差町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の種類、書体、寸法、用途及び保管責任者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、江差町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年8月17日から施行する。

別表（第6条関係）

公印の種類	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管責任者
江差町地域公共交通活性化協議会 会長之印	てん書	21×21	会長名をもって 発する文書	事務局長

# 江差町地域公共交通活性化協議会財務規程

令和3年8月17日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、江差町からの負担金、国及び道からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(歳入歳出予算区分)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の区分を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れて保管するものとする。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、江差町において定められている財務の取扱いの例により協議会出納員が行う。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、令和3年8月17日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

（2）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 令和6年度 江差町地域公共交通活性化協議会委員名簿

【設置要綱第3条関係】

No	協議会区分	所属団体	役職・氏名	備考
1	江差町副町長	江差町	副町長・田畑 明	会長
2	一般旅客自動車運送 事業者が指名する者	函館バス株式会社	常務取締役・内澤 博昭	
3		有限会社松山ハイヤー	業務部長・菊池 純二	
4	利用者又は住民の代表	江差町町内会連合会	会長・岩井 慎	
5		江差町老人クラブ連合会	会長・小笠原 求	
6		江差町身体障害者福祉協会	会長・佐々木 啓之	
7	北海道檜山振興局長 又はその指名する者	北海道檜山振興局	地域政策課長・山本 勝博	
8	北海道運輸局 函館運輸支局長 又はその指名する者	北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官・酒井 周一	
9	町内において現に（公共 交通空白地又は福祉）有 償運送を行っている特定 非営利活動法人等の団体 に所属する者のうちその 代表が指名する者	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会	事務局長・中島 直樹	監事
10		医療法人道南勤労者医療協会	ヘルパーステーションゆいっこ提供責任者 奈良 真由美	
11		特定非営利活動法人 南松山在宅福祉支援ゆい	理事長・小野寺 真	
12	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体 が指名する者	函館地区交通運輸 産業労働組合協議会	事務局長・大岩 伸一	
13	道路管理者 又はその指名する者	国土交通省北海道開発局 函館開発建設部江差道路事務所	工務課長・佐竹 永光	
14		北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	道路課長・柴田 泰孝	
15	北海道函館方面 江差警察署長 又はその指名する者	北海道函館方面江差警察署	交通課長・上野 賢司	
16	学識経験者	江差町教育委員会	委員・加澤 優香子	
17	その他協議会が 必要と認める者	ハートランドフェリー株式会社	取締役 江差支店長兼奥尻支店長 佐藤 秀樹	監事

協議会事務局	江差町役場まちづくり推進課	課長・布施 順司	事務局長（会長職務代理）
		主幹・秋山 悦子	事務局員
		係長・明上 真也	事務局員
		係長・中島 崇詞	事務局員
		主事・白澤 亮介	事務局員
事務局支援	日本データサービス株式会社	計画調査部技術担当課長・斉藤 優太	
		計画調査部主任技師・中野 滉	

オブザーバー	議事内容に応じて協議会出席を依頼する
--------	--------------------

# 江差町地域公共交通活性化協議会分科会設置規程

令和4年5月26日  
告示第34-1号

## (趣旨)

第1条 この規程は、江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき設置する、江差町地域公共交通活性化協議会分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うものとする。  
2 分科会は、前項に規定するもののほか、江差町の地域公共交通に必要な事項について協議又は調整するものとする。

## (組織)

第3条 分科会に専門部会及び住民部会（以下併せて「両部会」という。）を置く。  
2 両部会は、別表に掲げる団体の推薦を受けた者（以下「委員」という。）をもって組織する。  
3 委員は、江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (分科会長)

第5条 分科会に分科会長を置く。  
2 分科会長は、江差町まちづくり推進課長とする。  
3 分科会長は、分科会を代表し会務を統括する。  
4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長が指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。  
2 分科会の会議は、両部会それぞれで開催するものとする。  
3 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。  
4 分科会の会議は、必要に応じて関係する他組織の会議と合同で開催することができる。  
5 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は分科会への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

## (協議結果の報告)

第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

## (事務局)

第8条 分科会の庶務を処理する事務局は、要綱第8条に規定する事務局とする。

## (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この告示は、令和4年5月26日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、分科会設置と同時に委員となった者の任期は、令和5年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

（1）両部会の協議事項

区分	協議事項
専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公共交通サービスの見直しに関する事</li> <li>・公共交通空白地の交通手段の確保に関する事</li> <li>・新たな公共交通サービスの導入に関する事</li> </ul> 等
住民部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通に対する住民ニーズの把握に関する事</li> <li>・移動支援ニーズ及び取り組みの整合に関する事</li> <li>・公共交通利用促進に向けた住民周知に関する事</li> </ul> 等

（2）両部会の構成団体

区分	構成団体
専門部会	江差町まちづくり推進課
	函館バス株式会社
	有限会社松山ハイヤー
	ハートランドフェリー株式会社
	北海道運輸局函館運輸支局
	日本データサービス株式会社
	サツドラホールディングス株式会社
	公立大学法人公立はこだて未来大学
住民部会	江差町まちづくり推進課
	江差町身体障害者福祉協会
	江差中央商店街協同組合
	江差町教育委員会
	一般社団法人北海道江差観光みらい機構